

平成二十八年第二回
大分県議会定例会

予算特別委員会会議記録（第二号）

一、委員会を開催した年月日、時刻及び場所

平成二十八年三月十日

午前十時から

午後二時四十分まで

本会議場において

二、出席した委員の氏名

委員 長 井上伸史

副委員長 油布勝秀

阿部英仁

志村学

衛藤博昭

大友栄二

吉富英三郎

井上明夫

木付親次

古手川正治

土居昌弘

嶋幸一

毛利正徳

衛藤明和

濱田洋

元吉俊博

末宗秀雄

御手洗吉生

麻生栄作

近藤和義

後藤慎太郎

木田昇

羽野武男

二ノ宮健治

三浦正臣

守永信幸

藤田正道

原田孝司

小嶋秀行

馬場林

尾島保彦

玉田輝義

平岩純子

久原和弘

戸高賢史

吉岡美智子

荒金信生

佐々木敏夫

堤栄三

桑原宏史

森誠一

三、欠席した委員の氏名

河野成司

四、出席した委員外議員の氏名

なし

五、出席した県側関係者

総務部長 島田勝則

総務部参事兼
法務室長 下郡政治

財政課長 大友進一

行政企画課長 山本修司

税務課長 安部道生

人事課長 藤原隆司

市町村振興課長
兼有財産経営
室長 渡辺善敬

知事室長 岡本天津男

県政情報課長 田所誠二

総務事務センター
長 中園公雄

財政企画課長 佐藤章

人事企画課長 後藤豊

市町村振興課長 山田雅文

市町村振興課長 木崎米吉

総務企画課長 塩月裕士

給与厚生課長 山口哲市

税務課参事 山井聖治

財政課主幹 石井聖治

財政課主幹 小野宏

<p>県有財産経営室 主幹 大石 昌也 財政課主幹 三浦 健 財政課主幹 金子 成人 財政課副主幹 日野 貴之 …… 議公事務局局長 滝口 定義 議公事務局理事兼次 森 光秀行 総務課長 安部 光紀 政策調査課長 江藤 博邦 人事委員会事務局長 河野 盛次 公務員課長 辻本 秀行 労働委員会事務局長 小嶋 浩久 調整審査課長 後藤 大 監査事務局局長 宮崎 淳一 監査事務局次長兼第一課長 吉田 ミユキ 第二課長 土谷 晃 会計管理者兼会計管理局長 阿部 恒之 会計課長 後藤 茂樹 用度管財課長 森崎 純次 審査・指導室長 三宮 和彦 …… 企業局長 日高雅 近</p>	<p>企業局次長 佐保 哲康 企業局参事監兼総務課長 有瀬 正孝 工務課長 長井 篤 総合管理センター長 鈴木 雅彦 総務企画課長 石松 久典 工務課推進監 ネットワーク課 小手川 康 工務調整監 工務課 本林 純一 総務調整課長補佐 総務課 木内 直道 経営企画課長補佐 総務課 津末 昌宏 契約管財班主幹 総務課 東 正志 出納決算課長補佐 総務課 坪崎 勝 工務課 穴井 光喜 発電管理班副主幹 工務課 福井 英人 工業用水管理班主幹 工務課 中野 裕祐 土木施設班主幹 工務課 工藤 秀明 工務課 土井 雅之</p> <p>六、付託事件 第一号議案から第一四号議案まで</p> <p>七、会議に付した事件の件名</p> <p>1、歳入予算全般 2、総務部関係予算</p>	<p>3、議会議務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、会計管理局関係予算</p> <p>4、企業局関係予算</p> <p>八、議事の経過</p> <p>井上委員長 たいだいまから、本日の委員会を開きます。</p> <p>本日以降の委員会は、昨日の委員会において決定した運営要領及び審査日程により行います。</p> <p>なお、審査に当たっては、運営要領に従い、円滑に運営できるように、ご協力をお願いします。</p> <p>この際、付託された予算議案を一括議題とし、これより歳入予算関係の審査に入りますが、説明は、簡潔かつ明瞭をお願いします。</p> <p>歳入予算全般 井上委員長 それでは、歳入予算関</p>	<p>係について、執行部の説明を求めます。</p> <p>島田総務部長 それでは、第一号議案平成二十八年度大分県一般会計予算のうち、歳入全般について説明いたします。事前に配付いたしました予算特別委員会資料（歳入全般）をごらんください。この表は、歳入予算について、款別に二十八年度当初予算案、二十七年七月補正後予算額、増減額、伸び率をあらわしたものです。</p> <p>左下の歳入合計欄の一つ右にありますように、当初予算案は六千九十二億一千六百万円であり、その右の七月補正後予算額六千八百八十六億三千五百万円と比べますと、五億八千万円の増伸び率で〇・二%の増となっています。</p> <p>これは、ステップアップする大分県に向けた、安心・活力・発展プラン二〇一五の政策実現への挑戦と同時に、まち・ひと・しごと創生の取り組みや景気回復にも留意するなど、積極的に施策を盛り込んだことによるものです。</p>
--	--	--	--

それでは、歳入予算の主な内容について、今、ごらんいただいている資料によりご説明申し上げますが、具体的な部分については予算に関する説明書により説明します。

まず、表の一番上、第一款県税については、二十八年度当初予算案Aにありますように、一千二百五十八億円と個人所得や企業業績の改善、消費の回復等を反映し、二十三年度以降六年連続の増収となっています。その右の二十七年七月補正後予算額Bと比較すると、四十二億円、率にして三・五%の増となります。

詳細については、予算説明書の五ページをお開きください。

まず、第一項県民税、第一目個人についてですが、左から二列目、本年度予算額欄にありますとおり三百三十七億三千六十七万三千円です。景気回復に伴う所得増を見込むとともに、企業業績の改善や株取引の活発化を要因と

する株式等の配当・譲渡所得の増収などから、比較欄のとおり十四億一千八百二十五万二千円の増となっています。

次に、その下の第二目法人四十一億一千七百三十一万三千円と七ページの下の第二項事業税第二目法人二百三十四億二千七百四十三万六千円、この二つの合計がいわゆる法人二税であり、先ほどの別途配付資料のA欄の上から二つ目にありますように、二百七十五億四千四百七十四万九千円を計上しています。

法人県民税については、税制改正による法人税割の税率引き下げに伴い減収となる一方で、法人事業税は企業業績の改善や地方法人特別税からの復元に伴い増収となり、法人二税では、二十五億六千八百二十一万九千円の増となっています。

次に、予算説明書の九ページをお開きください。

第三項地方消費税ですが、右肩にあ

りますように三百五十六億九千七百七十五万一千円を計上しています。

第一目譲渡割については、全国的な消費の回復基調を受け、十六億六千八百四十万二千円の増収を見込んでいるものの、輸入取引を対象とする第二目貨物割では、原油価格の下落等により三億七千七百四十八万六千円の減、合わせて十二億九千九十一万六千円の増を見込んでいます。

次に、一四ページをお開きください。

第八項軽油引取税については、八十四億八千二十四万九千円、前年度比で六億一千八十九万一千円の減となります。これは、ディーゼルの減少や燃費向上等を要因とする軽油需要の減少を見込んでいます。

資料にお戻りいただいて、上から三つ目の第二款地方消費税清算金については、四百四十一億七千万円を計上しています。これは、税務署等に納付された地方消費税をそれぞれの都道府県

が一旦受け入れた後、各都道府県間で清算するものですが、地方財政計画における全国ベースでの個人消費の動向などを踏まえ、前年度と比べ三十九億三千万円の増、率にして九・八%の増を見込んでいます。

その下の第三款地方譲与税については百九十六億四千二百万円、対前年度比二十五億六千七百万円の減となっています。これは、地方譲与税の大半を占める地方法人特別譲与税について、地方法人課税の制度見直しにより、臨時的な措置として導入されている地方法人特別税・譲与税の規模を縮小したことに伴うものです。

次に、第五款地方交付税一千七百二十八億円と表の下から三つ目の地方交付税の振りかわりである臨時財政対策債二百六十二億六千三百万円との合計については、表の一番下に示しているとおり、一千九百九十億六千三百万円となっており、前年度と比べ三十億四

<p>千万円の減となっています。 ご案内のとおり、地方交付税は地方公共団体の財源保障機能を有していることから、税収が増加すれば、交付税と臨時財政対策債の総額は減少することになりますが、地方財政全体の収支改善に伴い、二つ上の臨時財政対策債が大幅に減少するものと見込んでいます。</p>	<p>校の授業料の不徴収制度から就学支援制度への移行に伴う対象学年の拡大によるものなどです。 その下の第九款国庫支出金については、九百億五百八十三万八千円と、前年度比で八億六千九百九十七万九千円の減となっています。 主なものにつきましては、予算説明書の四五ページをお開きください。</p>	<p>す。これは、県域食肉流通センターの整備完了などに伴い、強い農業づくり交付金が減となったことなどによるものです。 続いて、六一ページをお開きください。 第六目商工費国庫補助金の四億二千九百九十二万二千円の減は、インバウンド対策事業などの財源とした、いわゆる地方創生先行型交付金が皆減したなどによるものです。</p>	<p>三百三十六万一千円、率にして二〇・二%の減となっています。これは、森林整備加速化・林業再生や緊急雇用対策など、国の補正を受け入れて積み立てた基金からの繰入額が約二十七億円減少するほか、財政調整用基金の取り崩しを前年度より六億円少ない八十億円にとどめたことなどによるものです。 その二つ下、第十四款諸収入については、五百四十一億四千七百八十一万円と、前年度に比べ、十三億七百万九千円の増となっています。</p>
<p>次に、第七款分担金及び負担金は、農林水産業費や土木費の公共事業に係る市町村負担金等を計上するものですが、三十六億八千九百二十万二千円と前年度から三億九千三百四十二千円の減となっています。これは、街路改良事業など市町村負担率の高い公共事業費の減少に伴い減額になったことによります。</p>	<p>第一項国庫負担金、第二目福祉生活費国庫負担金については、左から四列目、比較欄にありますように、二億八千二百六十二万二千円の増となっています。これは、児童養護施設等の職員配置の改善などにより児童措置費負担金が、精神通院医療費給付の増により障がい者自立支援医療費負担金が増となったことなどによります。 次に、五五ページをお開きください。</p>	<p>資料にお戻りいただいて、第十款財産収入については、十六億九千九百三十一万七千円と、前年度比で二億二千三十三万七千円の減となっています。これは、不動産売却収入において、旧別府警察署や津久見市青江地区公共埠頭などの大型物件の売却が完了したことなどによるものです。</p>	<p>第三項貸付金元利収入、第一目貸付金元利収入は、左から四列目にありますように十四億七千三百四十三万三千円の減となっています。これは、県制度資金に係る既往貸し付け分の償還が進み、金融機関の預託残高が減少したことによるものなどです。増要因については、一〇一ページをお開き願いま</p>
<p>その下の第八款使用料及び手数料については、八十億八千四百九十九万九千円と、前年度に比べ八億二千四十四万円の増となっています。これは、高等学校</p>	<p>第二項国庫補助金、第五目農林水産業費国庫補助金については、八億五千六百二十九万二千円の減となっています。</p>	<p>次に、二つ下の第十二款繰入金についてですが、百七十三億二千五百一十一万四千元と、前年度比で四十三億八千</p>	<p></p>

す。

第七項雑入第三目雑入は四十四億三千四百八十七万七千円と、前年度に比べ二十六億五千四百八十六万三千円の増となっています。これは、林業・木材産業の構造改革等のため、国の外郭団体を通じて助成される合板・製材品生産強化対策事業費補助金を約十五億円見込むほか、平成元年から三年度にかけて、大分県産業創造機構の事業執行のために造成した基金の終了に伴い、七億円返還されることなどによりです。

最後に、資料にお戻りいただいて、下から四つ目の第十五款県債についてですが、七百十億六千三百万円と前年度と比べ二十億四千九百万円、二・八%の減となります。

以上をもちまして、平成二十八年度当初予算案の歳入全般についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

井上委員長 以上で説明は終わりました。

この際、委員の皆さんに申し上げます。これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑は、事前に通告のあった委員を優先して指名します。発言は、私から指名を受けた後、起立し発言願います。発言の際は、お手元のマイクを使用してください。

また、質疑は付託された予算議案に対する質疑にとどめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名等を明らかにしてください。

質疑時間は、一人おおむね五分以内となっております。

質疑の方法については、一人一括問答方式となっております。再質疑は二回までとなっておりますので、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に願います。

なお、関連質疑は、関連した内容にとどめ、関連以外の質疑にわたらないように願います。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

それでは、これより質疑に入ります。事前の通告者が五名おります。

それでは、順次指名してまいります。

二ノ宮委員 今、歳入全般についてお聞きをいたしまして、少しわかったことがあるんですけど、全般について質問したいと思っています。

歳入から見た予算につきましては、大変すばらしい予算になっているというように思っております。といいますのも、全体で五億八千万円の増の予算になっていますが、県債や繰入金が減額をされて、将来にわたって持続可能な財政運営への積極的な取り組みが見られるバランスのよい予算になっているんじゃないかというように思っています。

しかし、二、三どうしても心配な点がありますので、その点についてお聞きをいたします。

一点につきましては、県税全体で四十二億円、約三・五%の伸びとなっています。そういう中で、先ほど説明があったんですけど、特に事業税の法人割等につきまして、少し伸びが大きいように思います。そういうことで、その辺の算定根拠をお聞きしたいと思います。

二番目に、使用料及び手数料につきましては、先ほど説明を受けましたので、この点については結構です。

それから、地方交付税につきまして、成果主義、それから、トップランナー方式が導入をされているというように聞いております。今回の予算の中で、まず一点目としては、県での影響額をお聞きいたします。それから、二番目には、交付税というのとはもとと使途が制限されない一般財源だということと私たちは理解をしております。そう

<p>いう中で、国の成果主義といいますが、トップランナー方式について、県としてその導入についてどのような見解を持っているか、お聞きをいたします。</p> <p>安部税務課長 まず、県税収入の伸びについてお答えします。</p> <p>県税の収入の算定に当たりましては、地方財政計画や国の経済見通し、県税収入の推移、県内経済の動向、また税制改正の影響額等を総合的に勘案して、各税目ごとの性格に応じて個別に見込んでいるところでございます。</p> <p>増収の要因としまして、特に法人事業税でございますが、これは税制抜本改革までの暫定措置としまして、税源偏在是正のために導入された地方法人特別税、これについて、消費税率の八%引き上げに合わせまして、三分の一を事業税に還元したこと、これが大きな要因でございます。そのほか、企業業績の改善により伸びを見込んでいるところでございます。</p>	<p>また、個人県民税につきましても、景気回復に伴う所得割の増や企業業績の改善や株取引の活発化等による配当割、株式等譲渡所得割の増により、増収を見込んでいるところでございます。</p> <p>地方消費税につきましても、入荷額の下落等により、貨物割については減収となるものの、全国的な消費の回復基調を受けて、譲渡割については増収を見込んでいるところでございます。</p> <p>トータルでは、前年度比で三・五%の伸びであります。地方財政計画では六・一%の伸びをございまして、手がたく見込んでいるところでございます。</p> <p>大友財政課長 まず、私から二つ目の交付税のトップランナー方式に伴う県の影響額について答弁申し上げます。</p> <p>トップランナー方式といえますのは、今年度から国が歳出の効率化を推進するという観点から、業務改革で他の団体のモデルとなるようなものを地方交</p>	<p>付税の基準財政需要額の算定に反映しようという事で導入するという事になっております。</p> <p>二十八年度につきましては、そういったトップランナー方式全体で二十三の事務について導入するという事になっております。そのうち、県、市町村で合わせて十六の業務について着手をするというふうになっております。</p> <p>おおむね三年から五年にかけて、段階的にそれを反映していこうというふうな整理になっております。その際、県の二十八年度の影響額につきましては、今申し上げました十六業務のうち、県にかかわる分として十二業務がございまして、道路の維持補修、あるいは庁舎の清掃、夜間警備といった業務につきまして、影響額として交付税の基準財政需要額で約二億円ほどマイナスになるというふうな試算をしております。</p> <p>島田総務部長 トップランナー方式についての県の考え方を私からお答え</p>	<p>申し上げます。</p> <p>トップランナー方式、財政課長が今答弁いたしましたとおり、例えば、これまででは直営でやるということ想定して、道路維持とか庁舎清掃の経費を積算していたわけですけども、歳出効率化が進む団体では、これを外部委託を既に行っているということで、外部委託を基準にして計算するごさほどの経費はかからないということで、本県でいえば二億円ということなんですけれども、本県が特に影響が大きいという事ではなく、全体として、これらの関係費目については下がるであろうということですけども、一方で、交付税の総額、地方全体で見ても、本県として見ても総額は確保されているというところであります。</p> <p>また、交付税が外部委託を前提として計算をするからといって、各地方公共団体において外部委託をしなければいけないと、そう拘束するものではあ</p>
---	--	---	---

りません。一般財源であることに変わりはないわけであります。

といつても、無理な効率化を前提に計算されても困りますので、知事会等を通じて要請をしてみました。その結果、算定に当たって地方公共団体の人口規模の違いと、各地方公共団体の実情を踏まえた算定方式にするというところ、それからまた、影響を勘案しまして、複数年かけて段階的に実施するということとなりました。いずれにしても、交付税も原資は国税四税でありますので、国民、県民の皆さんからの貴重な税金でありますので、効率的な執行には努めていきたいというふうに考えております。

二ノ宮委員 よくわかりました。今、年度、地財計画を見ました。今、国の方針では、二十九年度まで地方財源は減らさないということで、二十七年

うにあります。

そういう中で、やはりどうしても税でそこを調整をしなければならぬというようなことの中で、特に心配しておりますのは、先ほど言いましたように、法人事業税が補正で五億七千万円、この二月補正で減額をされています。

そういうところから見ると、今回、補正額から約三十八億円の増になっています。やはり私から言うまでもないと思っております。特に歳入面につきましては、過大といえますか、そういうものが絶対に許されないと。余りにも全体の予算を美しくするために、私から見ると繰入金等を昨年並みにする中で、税を無理にふやしているような気がいたします。アベノミクスの効果も余り出ていないようでありますので、その辺は特に気をつけていただきたい。来年の二月補正で減額とならないようにお願いしたいと思っております。それから、交付税のことなんですけ

ど、市町村についても余り影響額がないというふうなふれ込みで、融資の場合も調べたんですけど、余り大した影響額はありません。しかし、このことについては、やはり地方自治という基

本的な問題が壊されているんじゃないかという心配をしています。私たち、特に県議としても、地方自治を守るということが一番大切だと思いますし、特に国の言いなりになるんじゃないかと、その地方の独自性を追求していかねければならない。そのためには、やはり財源がなくてはなりません。そのための、色がついていない一般財源としての地方交付税。そこまで国がいろんなことを介入してくると私は本当はおかしいというぐあいには思っています。もし成果を上げなければ、地方交付税を減らされるというふうなことにもしなったら、これはやっぱり地方自治の介入ということで大変な問題だというぐあいに思っています。まだ今、芽は

小さいんですけど、将来的にぜひ国のこういうことに關しての介入がないように、財政担当として特にお願したい。総務部長のお話をもう一度お願いいたします。

島田総務部長

まず前段の税収について、少しある意味伸びをすぎではないかというふうな指摘でありまして、これは決してそういうことはありませんで、先ほど税務課長のご説明したとおり、税制改正による影響額、それから、当然、企業業績の回復等も見込んでおりますが、委員ご指摘のとおり、今回、二月補正で減額をすることにはなりますけれども、かなりの要素が原油安による消費税の貨物割の減少の影響といったところであります。

歳入については、基本的に手がたく見積もるべしというのはそのとおりでありますので、今回の当初予算の編成に当たっても、その点は留意したつも

りであります。

もちろん、経済は生き物でありますから、何が起るかわからないといった要素はありますが、基本的には手がたく見込ませていただいたというところであります。

それから、交付税についてですけども、先ほど申し上げたとおり、トップランナー方式が採用されたとしても、こういう仕事の仕方をしなきゃだめだと、こういう仕事の仕方をすればご褒美があるとか、そういった仕組みになつておりませんので、成果主義というのは、ちょっと当たらないのではなかなというふうに思っております。

そうは言っても、先ほど申し上げたとおり、無理な算定をされても、こちらはそのとおりにできませんので、そこは注意しなければならぬと思っております。ただ、全体として、地方交付税というものをまさに守るためには、一定の効率化の仕組みというもの

も内包しなければいけないということ、今回のようなトップランナー方式といった見直しの仕組みが導入されたというふうに理解をしております。

二ノ宮委員 成果主義という言葉が適正かどうかわかりません。しかし、結果から見ると、先ほど直営でやっているものを外部委託にすればとか、そのことについては、やはりその市町村の実情といえますか、そういうものには私は任せていいと思うんです。だから、そういうのをやりなさいとかいうのは、それは市町村の財政運営担当者が、まだ言えば市の中の全体のいろいろなバランスを考える中で考えることであつて、もう効率化を今図ることは国から言われなくても当たり前のことだというふうに思っております。

ただ、恐ろしいのは、交付税まで国が関与してくるといふ、小さな芽ですけど、これは絶対将来に向けて大きくならないように、ぜひ財政担当として

頑張つていただきたいと。

三浦委員 大きく二点伺います。

まず一点目、県税です。来年度の業種別税収の動向としまして、法人二税の税収なんですけど、今年度も一八・二%、来年度が一〇・三%で、非常に高い伸び率を示されているというふうに思います。さまざまなシンクタンク等のデータを踏まえてされているというふうに思います。特に伸び率がよきような業種、また伸びが余り期待できそうにない業種を教えてください。

二点目が、平成二十八年度予算に関する説明書の八一ページです。ふるさと大分応援基金寄附、いわゆるこれはふるさと納税だというふうに思います。六百万円の歳入見込みと合わせて、今年度の実績見込みを教えてください。

安部税務課長 法人二税についてでございます。法人税の税収見込みにつきましては、個別に影響の大きい法人七十三社につ

きましては、個別照会で見込んでおりますけれども、そのほかはシンクタンク等による業種ごとの業績見通し等を参考に見込んでいるところでございます。

業種別に見ますと、総じて二十七年当初予算に対して増収となる見込みでございますが、特に景気回復に伴う設備投資の拡大に伴いまして、建設業の伸びが高くなっております。業種ごとの伸び率で申し上げますと、建設業が一・二四・二%、卸・小売業が一・一九・九%、製造業が一・一・八%、運輸業が一・〇八・九%、サービス業が九七・六%となっております。

また、先ほど申し上げましたが、法人事業税につきましては、地方法人特別税からの復元もございまして、全体で三十三億円の増収となっておりますけれども、このうち、二十五億円程度は税制改正による影響でございます。大友財政課長 私はふるさと納税の

寄附金の収入の關係のご説明を申し上げます。

来年度の予算では、今そこにありますように六百万円の予算を計上しております。これまで制度が始まったのが平成二十年になりますけれども、二十六年までの累計で県に大体三千八百万円の寄附をいただいています。これを平均しますと、大体年に五百五十万円というふうな数字になります。二十七年の現時点での見込みが六百九十七万円、約七百万円弱ということになっております。そういった意味で、先ほどの年平均、あるいは二十七年の実績見込みということを踏まえて、六百万円の予算を計上しております。

なお、こういったいただいた寄附につきましましては、これまで集落の支援、原風景の保全、あるいは芸術、文化、スポーツの振興といった五つの分野にそれぞれ毎年三本、あるいは五、六本という形で事業充当してきております。

来年度、二十八年度からは、そういったふるさと納税の寄附を受け付ける取り組みをもう少し積極的にやってみようということ、これは企画振興部の予算になりますけれども、芸術文化・スポーツ振興の一本に絞っているいろいろなPRをして寄附をいただいていること、事業に充当しようということ、今考えて、予算を計上させていただいているところであります。

三浦委員 ありがとうございます。ふるさと納税の關係なんです、今、大友課長からありましたように、企画振興部のほうで来年度、新規事業で九百七十万円ほどふるさと納税のPRとということ、計上をされているというふうに思いますが、歳入では六百万円、出るほうでは九百七十万円と企画振興部ですけれども、バランスが少しとれていないんじゃないかなというふうに思います、その辺の調整がどうなっているのかというのが一点、今、国

のほうでは地方創生の關係で、企業版ふるさと納税の創設の流れがあつて、企業側からすると寄附しやすい環境が来年度以降整うんじゃないかなというふうに思います。そういった中、この六百万円の見込みというのは少ない気がしますが、その辺はどうなんですか。

大友財政課長 企画振興部で、今委員言われましたように、九百七十万円ほどの予算を組んであります。中身としては、いろんなPRを要する経費として百五十万円ほど、あるいは返礼品、各市町村もやっておりますけれども、そういった寄附していただいた方に、例えば、坐来のお食事券をお渡しするとか、そういったような県のPRにもつながるようなことを事業として提供しているというようなことを今考えております。

そういった歳入の側と、六百万円の歳入と九百万円ということ、差がある

んですけども、そういったところは、いわゆる県をPRするということの意味の中で差がついております。

企業版の内容につきましましては、現在、法案が審議されておりますけれども、そういったことも含めて、個人の分と企業に分、合わせて企画のほうでPRをしていくというふうになっていきます。企業のPRの仕方等々まだ私ちょっと承知していませんので、企画のほうで今整理をしておりますから、その手法についてはまたそちらでお聞きいただければと思います。

土居委員 私からも県税について三点、そして、地方交付税について一点伺います。

議案の三ページなんですけれども、まず、県税予算については、二十八年年度県税予算総額は、リーマンショックの前の水準に迫る千二百五十八億円ということ、六年連続の増収を見込んでいますが、その要因は何なのかお

<p>伺います。</p> <p>次に、県税予算総額の確保についてです。</p> <p>先ほどの二ノ宮委員との問答も参考になりましたが、さきの二十七年度二月補正では、県税収入を十五億円減額したようです。二十八年度は本当に確保できるのかどうか、これについて伺います。</p>	<p>算についてでございます。県税予算は、前年度当初予算比で四十二億円の増となっております。先ほど申し上げましたように、地方法人特別税から法人事業税への還元など、税制改正の影響が大きなものがございます。そのほか、景気回復による所得の増や企業業績の改善等により、法人事業税、個人県民税、地方消費税等が伸びたことによるものでございます。この結果、県税全体としては、平成二十年度当初予算、千二百七十五億円に迫る千二百五十八億円となりまして、二十三年以降、六年連続の増となったところでございます。</p>	<p>でございます。二十八年度の県税の見込みに当たりましては、地方財政計画であるとか、国、県の経済動向等を踏まえながら、慎重に見込んでいるところでございます。地方消費税につきましては、現状での原油価格の動向等を踏まえながら見込んでいるところでございます。また、法人については、特定の法人に対する個別照会や業種ごとの業績見通し等を参考に見込んでいるところでございます。</p>	<p>ということもありまして、経済情勢等に大きな変動がなければ予算額は確保できるものと考えております。</p> <p>それから、三点目の県税の徴収率でございます。滞納額の大きい個人県民税につきましては、賦課徴収を行う市町村への支援が大変重要であります。これまで県の徴収職員を市町村に派遣し、困難事案の処理や徴収ノウハウの伝達等を行ってきたところでございます。その結果、収入未済額は平成二十一年度の二十四・五億円をピークに減少しまして、二十六年末で十六億円までに圧縮したところでございます。二十八年度につきましては、隣接の市町村間で徴収職員の相互併任を行い、協力し合う仕組みを導入する予定でございます。この市町村間の横の連携を軸にして、県も徴収職員の派遣等で支援し、さらなる徴収強化を図っていくこととしております。</p>
<p>三つ目が、県税の徴収率です。県税収入をふやすためには徴収率を上げなければなりません。特に、滞納額が大きい個人県民税と自動車税について、徴収率向上に向けてどのような取り組みをするのか伺います。</p>	<p>それから、二点目の県税予算総額の確保ということで、二十七年度の二月補正では十五億円の減額をいたしましたが、この要因は、当初想定できなかつた原油価格の大幅な低落によって、輸入取引を対象とする地方消費税の貨物割が減収となったことが主な要因で</p>	<p>政府経済見通しによれば、二十八年度は雇用所得環境が引き続き改善し、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれるとされております。県内経済についても、大分財務事務所の経済情勢報告によりますと、一部に弱さが見られるものを持ち直しているというふうにされております。海外経済の減速による景気の下触れリスクには注意が必要でございますが、住民税や事業税などは、前年度所得に対して課税され</p>	<p>また、自動車税につきましては、滞</p>
<p>安部税務課長 まず一点目の県税予</p>	<p>安部税務課長 まず一点目の県税予</p>	<p>安部税務課長 まず一点目の県税予</p>	<p>安部税務課長 まず一点目の県税予</p>

納件数が多いことから、全職員による滞納整理や厳正な滞納処分の実施により、平成十六年度に六・八億円あつた収入未済額が、二十六年末で二億円までに圧縮したところでございます。二十八年度からクレジット納税の導入を予定しておりますし、また、口座振替手続の簡素化など、納付手段の多様化を行いまして、早期収納を図り、徴収率の向上につなげることにしております。

県税の徴収率は、二十二年度以降連続して上昇しておりますが、二十八年度につきましても、これらの新たな取り組みによりまして、前年度九七・六%を約〇・六ポイント上回る九八・二五%を見込んでおられるところでございます。

井上委員長 答弁は簡潔にお願いします。

大友財政課長 私から地方交付税の増額の理由についてご説明申し上げます。

す。

先ほど総務部長が歳入の中でお話を申し上げましたけれども、若干ダブるかもしれないが、歳入全般の資料の中にありますとおり、税収がふえることによつて、地方交付税、臨時財政対策債につきましては、一番下にありますように三十億円マイナスになるということで、トータルとしては、実質的な地方交付税マイナスを見込んでおります。

その中で、交付税が八億円ほどふえているわけですが、交付税の算定に当たりますのは、基準財政需要額、いわゆる県がどれくらい必要な経費があるか、それに基準財政収入額というものを出し、それを差し引いた形が交付税として出てきます。今回、需要額を算定するに当たりますと、国の地方交付税そのものは全体でマイナス〇・三%となつておりますけれども、本県の場合、三年前、二十四年に九州北部豪雨がありま

して、その際に、災害復旧のための地方債をかなり発行しました。その分の償還が来年度なり、まとまって出てきますので、そういったことで需要がふえるということ、入りと出を差し引きました結果、国とちよつと違う形の〇・五%増というふうな整理になっております。

堤委員 先日発表された今後の財政収支見通し、試算についてですけれども、県税収入については、今議論がありました。この中身は、名目成長率を勘案しているのと、消費税の増税が〇%などの税制改正も反映させるといふふうに記載されております。また、これについて、歳入試算について、金額ベースでおのおの幾ら増額するといふふうに試算しているのか。また、これによつて県民の負担増がどういふふうな状況になると考えているのか。

二つ目は、財政調整用基金残高、これは標準財政規模の一〇%、三百二十

億円が必要というふうに言っていますけれども、その根拠は一体どこにあるのかということをお伺いをいたします。

大友財政課長 私から収支見通しにおける税収の増の部分と、財政調整用基金残高というところの答弁を申し上げます。

先般公表いたしました収支見通しのうち、県税収入につきましては、今委員の発言にありましたように、国が一月に公表しました中長期の経済財政に関する試算の経済再生ケースの名目成長率を一年おくれるという形で反映させております。あわせて二十九年四月からの消費税率の引き上げ、これも反映させたところであります。

まず一点、名目成長率による増収分につきましては、二十八年度当初予算を発射台としまして、それとの比較で申し上げますと、二十九年度に三十九億円、三十年度が七十億円、三十一年

<p>度が百二十二億円、三十二年度が百七十億円の増とそれぞれなっております。ただ、単年度ごとに申し上げますと、二十九年度が先ほど申し上げました三十九億円、三十三年度が三十一億円、三十一年度が五十二億円、三十二年度が四十八億円、合わせて四カ年で百七十億円ほどの増ということを見込んでおります。</p>	<p>はとも十八億円の増というふうに見込んでおります。もう一点の財政調整用基金ということであります。財政調整用基金の目的につきましても、もうご案内のとおりでありますけれども、経済の急激な変動に対する大幅な税収減に対応するということ、それと、災害等が発生したときの支出に備えるといったことで設置をしております。一般的には、地方公共団体の財政運営に当たりまして、標準財政規模の五％程度、いわゆる財政再建団体等々の云々の話のときにそういう五％ということが言われております。そういったことから、最低その五％は必要だというふうに考えております。</p>	<p>六年、十八年度の三位一体改革の際には、単年度で百五十億円近い取り崩しをしておりますので、そういった事態も想定されるということの中で一〇％を確保したいということにしております。平成二十六年の標準財政規模が三千二百四十三億ということでございますので、その一〇％に当たる三百二十四億円、これを今回のアクションプランの目標額というふうに設定しているところでございます。</p>	<p>一〇％に引き上げる負担増は一人当たり二万七千円ということと答弁されているところでございます。堤委員 名目経済成長率を政府が出したやつを試算していると。昨年十月から十二月はマイナスでしたよね。じゃ、今後消費税が一〇％に増税された中で、この成長率というのが、果たしてこのとおりいくのかどうかと、非常に私危惧があるんですね。そこら辺は県としてどのように考えておられるか。</p>
<p>続きまして、消費税率の引き上げに伴う税制改正等による増収分ということで、これにつきましては、先ほど来、税務課長のほうの説明にもありますけれども、地方法人特別譲与税、これが廃止をされることによつて、税そのものの増収になる部分というのがかなり入ってきています。そういった部分を入れると、数字がちよつと大きくなりますので、その地方法人特別譲与税の廃止に伴う影響分を除きますと、二十九年度については二十一億円、三十三年度が三十三億円、三十一、三十二年度</p>	<p>加えまして、そういったいろんな不測の事態が発生したときに、ある程度二年分に当たる額を持つておく必要があるということから、一〇％というふうに申し上げております。現に平成十</p>	<p>安部税務課長 消費税の一〇％引き上げ時の県民負担ということでございますが、県民負担につきましては、生計の状況や年齢、家族構成等によつて変わってくるため、一概に算出することは困難でございます。参考までに、一月十九日の参議院予算委員会では、麻生財務大臣が税率一％当たり二・七兆円であるため、機械的に算出すると軽減税率を導入して、</p>	<p>さすがは参議院の審議をちゃんと見ておられますね。それで、二万七千円という数字が出ていますが、これを単純に百二十万県民を掛ければ、単純にいけばそういうことになるわけですね、単純にいけばね。それともう一個、一〇％の問題で、基本的には五％だけど、二年分プラスしておくという話なんだけれども、その五％では全く不足をします。緊急な</p>

事態に対処できないというふうな状況になるんですかね、これ。もう一遍ちよつとお願ひします。

大友財政課長 名目成長率の話と今の財政調整用基金残高の話を申し上げます。

名目成長率につきましては、確かに今回の試算をする段階で経済再生ケ―スを使って三・数%という形の増を見込んでおります。これにつきましては、これまでも発表してきました収支見通しの中で、そういった経済再生ケ―スというものを使ってきておりますので、そこが基本ベースになつてくるのかなと。ここで、途中で変えると比較もできなくなるということが一点あります。それと、基本的には国、あるいは本県もそうですけれども、経済を再生していこう、活性化していこうというこゝとで取り組んでおりますので、そういった観点から、まず再生ケ―スで試算をしております。

で、当然ベースラインという、一・数%の名目成長の分も国から示されております。そういったものをベースに試算してみましても、いわゆる地方一般財源総額を確保ということを前提に考えれば、税収が減れば交付税、あるいは臨時財政対策債等がふえてきますので、仮にそういった試算をしても、それほど大きくずれないということもありませんので、これまでの再生ケ―スということを使って試算をさせていただきますいております。

もう一点の財政調整用基金残高の話ですけれども、先ほどもちよつと申し上げましたが、五%でいきますと百五六十億円ということになります。過去の経験からすると、百五十億円を超える取り崩しが出てくる可能性もありますので、そこはしっかりと持っておく、不測の事態に備えるということ、二倍の一〇%というふうにしております。**堤委員** さっきの安部課長、そうい

う確認でいいの。

安部税務課長 これは単純に税収から一人当たり二万七千円という金額を出しているということ、ございまして、本県での額については、これは負担するのは当然個人だけでなく、企業もございまして。また、物価等や消費性向等も異なりますので、本県について県民負担額が幾らになるかというのはなかなか算出が困難であると思っております。

木村委員 二点質疑いたします。

第一点は、平成二十八年度予算に関する説明書の七五ページ、第十款財産収入第一項財産運用収入のうち二目利子及び配当金であります。これは基金の運用益が主なものだと思っておりますが、この中で、基金の一括運用、行財政改革アクションプランでも平成二十七年より複数の基金を一括運用して運用益を上げるとうたわれておりますが、一括運用に切りかえた基金名

と運用方法について質疑いたします。

二点目、これは総務部の予算概要の中で、六八ページ、特別会計の公債管理特別会計の中で、事業名が元金の借換債分の中です。この借換債の内容と、そして、借りかえによる効果額、この二点についてお尋ねいたします。

大友財政課長 基金の一括運用と、もう一点は公債管理の借換債の答弁をさせていただきます。

基金の一括運用につきましては、委員の質問にありますとおり、七五ページの利子配当のところ各種基金を記載しております。その中で、二十四の基金が一括運用の対象ということで考へております。具体的に申し上げますと、ちよつと数国からの財源がついて、特定の目的に使うといったようなもの以外については、基本的に一括運用できるだろうというこゝとで、二十四の基金を拾い出し

<p>て、それを一括運用するというふうにしております。その金額は、全体合わせますと五百五十億円というふうな数字になります。そのうち、先ほど言いました行財政改革アクションプラン等で複数年運用ということを掲げております。五百五十億円のうち、二百五十億円を複数年運用しようということで、昨年、二十七年の三月から既にそのうちの五十億円を、例えば、五年でやる。それを今ラダー方式と言っていますけれど、だんだん五年にしていって、ずっと五年が続くような形で今運用するよるに整理をしております。その複数年運用による効果額ですけれども、二百五十億円をそういうふうな五年間の複数年運用にした場合に、五年間で六千万円ほどの増収になるということを見込んでおります。</p> <p>もう一点の公債管理、借換債の部分ですけれども、借換債につきましては、ご案内のとおり元金償還を平準化する</p>	<p>ということ、通常であれば十年で借りて、それを十分の一ずつ毎年返すといったような形になりますけれども、そうすると、財政運営上、負担が結構大きくなりますので、そこは例えば、三十年というふうな長期のスパンで返していこうと。そのためには、途中で借りかえる必要があるということから、借換債を導入しております。</p> <p>今回、その借換債の五年、あるいは十年で借りたものの償還期が来るというところから、そこにあります三百三十八億円ほどの借換債というのを計上させていただいております。</p> <p>その増額の理由ですけれども、昨年の数字が二百八億円ですから、約百三十億円ほどふえております。その一つの大きな要因は、十八年に県で初めて市場公募債というものの発行を始めました。その市場公募債が十年たつて、今まで三・三%ずつ毎年その償還に備えて積んできております。三十三億円</p>	<p>は現金で持っていますけれども、残りの六十七億円については現金がありませんので、それは一回お金を借りて、また将来に返していこうということで、その借換債が六十七億円ありますので、そういった百三十億円の増というふうになっております。その効果額、借換債を導入したことによる効果という部分でありますけれども、借りかえ後と借りかえ前を比較したときに、昨今、低金利の状況が続いておりますので、影響額として、県にとってプラスの影響が出ております。具体的に申し上げますと、平成二十七年、今年度の五年もの利率が、五年前に比べ約五分の一になっております。十年ものにつきましては平均利率が幾つかありますけれども、平均利率でいきますと、一・四五%が〇・四八九%ということ、約三分の一に借りかえることで下がっております。そうしたことで、利率が単年度ではありませんけど、トータルで見</p>	<p>たときに十四・五億円の削減ができていたということになっております。二十八年度も、先ほどの二百八億円から三百三十八億円にふえますし、低金利が続いておりますので、さらなる減額ということが見込まれるのかなというふうに考えております。</p> <p>ただ、今影響額として、県が歳出が減っているというお話を申し上げておりますけれども、実際、低金利の状況が続いているという状況の中での話でございます。金利上昇局面になれば、低く借りた県債が高く借りかえなければならぬという事態も当然想定されます。そういったことから、今まさに超低金利の状況の中で、五年ごと、十年ごとに借りかえるのがいいのか、もしくは二十年のスパンの中で低金利のものをずばつと借りたほうがいいのか、そこら辺はちょっといろんな動きを見ながら、総合的に判断をして、少なくとも公債費の抑制に努めていきたいと</p>
---	---	---	--

いうふうを考えております。

木付委員 わかりました。運用についてでありますけど、二十四の基金を一括運用することではありますが、さらなる一括運用に向けての考えがあるのかどうか、お尋ねします。

大友財政課長 先ほど申し上げました五百五十億円がある程度余裕を持って使えるという分になっておりますので、二百五十億円を五年間で複数年運用しております。そこはまた会計課のほうとよく相談をしながら、実際の資金需要とどういう関係があるのか、よくよく整理をして、当然少しでも収入を上げるということが我々の目的でありますので、そういった方向で調整させていただきます。

井上委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかにご質疑のある方は、挙手をお願いします。

麻生委員 二点要望だけさせていた

だきたいと思えます。

使用料等負担の公平性の観点から、使用料についてであります。かねてから監査でも指摘とか注意が続いておりますが、なかなか船の係留とか係船です、これについては改善が見られないということですが、車の場合でしたら車検があったり、自動車税があったり、あるいは車庫証明といった形で、実態把握ができていくんですが、船の場合は、いつどこで購入して、どこの海におろしてというようなこともなかなか把握、現場のほうは苦労されていらつしゃると。しかも、漁港の場合は免除措置のあるものと、そうじゃないものとか、河川もあったり、港湾もあったり、それ以外のところに係留しているものもあるという形で、非常に不公平感がありまして、正直者がばかを見ていますと、こういった実態があるわけですね。これは許されるべきものじゃないと私は思います。

当然、津波等々、南海トラフ巨大地震も想定される中で、危機管理上も実態把握が必要であるというようなことでもありますし、この部分については、いろんな形で県の当局も、関係部局、条例改正をしたりして、可能な限り着手はしておりますけれども、私は海洋国家日本にありましては、一方で免除措置があるほうに、漁協のほうに、組合員にさせてくれという形で免除に流れていくとか、いろんな抜け道があり過ぎまして、これは不公平感極まりない制度であると。実態把握もできていないと。そしてまた、造船業のある大分県にとりましては、こういったことも含めて、あるいは産廃税とか、いろんな関係も含めて、自動車と船の比較も含めて、公平性というのが非常に重要なことだろうと思っております。この部分については、大分県独自の取り組みだけでは難しい。関係部局では、先進地である和歌山県に調査をして取

り組むとかいう話もありますけれども、これは、この問題については全国知事会とか、私どもも全国議長会とか、そういうところにも実態の声を上げていって、国も動かしながら取り組みなければならぬ案件ではないかなと思っておりますので、この現状認識をしっかりとさせていただいて、先ほど申し上げたような、全国知事会への問題提起とか、そういったことも含めた全庁上げの取り組みを、要望をしておきます。これが一点。

二点目は、先ほどふるさと納税についてのお話がありました。大分県はせっかくシンフロで話題を集めておるわけでありまして、こういったものも最大限利用していただいて、提案でありますけれども、日本一のおんせん県、お風呂のあるおんせん県ですから、ふるさと納税ではなくて、「風呂」と納税」ということで大分県に温泉入りにお見えになった方々も、この応援

<p>をしていこうというような地方創生も含めて納税してもいいなというようにことを他のふるさと納税との違い、これを發揮して情報発信することも大事じゃないかなと。そういったネーミングだけでも物すごいインパクトがあつて出てくるんじゃないかなということ、ぜひ「風呂さと納税」、日本一のおんせん県おおいたの「風呂さと納税」制度をつくって取り組みをしていただきますように提案をしておきます。</p> <p>志村委員 たばこ税についてちょっとお尋ねをいたしたいと思います。</p> <p>たばこ税が四百七十万円前年よりも多いプラスの予算が組まれておりますけれども、この根拠をちょっと聞きたいのと、たばこ税というのは、小売からどういう形で県に入るのか、このこと。それから、十八市町村を入れると約百億円と聞いておりますけれども、この辺のことはどういうふうな見通しなのかということですね。そこをま</p>	<p>ず聞かせていただきたいと思えます。</p> <p>安部税務課長 たばこ税についてでございますが、当初予算は前年当初に比べまして四百万円ほどのプラスになっております。ふえた理由といたしましては、大体喫煙人口の減少などで年々減ってきてはおるんですけれども、旧三級品のたばこの税率の引き上げがございまして、段階的に旧三級品たばこの特例税率が廃止されたことで引き上げが行われております。これへの影響額が六百万円ほどプラスということで、トータルで四百万ほどのプラスというふうになっております。</p> <p>それから、市町村の分のたばこ税については、ちょっと私どものほうで承知はしておりません。</p> <p>課税の方法でございますが、これはたばこの卸売とか、売り渡しする、JTであるとか、業者のほうから県のほうに申告するという形でございます。申告、業者のほうからたばこの卸業者</p>	<p>とか、製造業者とかのほうから県のほうに申告して納税するというものでございませぬ。</p> <p>渡辺市町村振興課長 市町村分のたばこ税につきましては、今直ちに数字を持ち合わせておりませんので、後ほどご説明に参らせていただきたいと思います。</p> <p>志村委員 十三億円に及ぶ税収というのは、結構大きいと思えます。で、たばこの愛煙家にとつてもやっぱり貴重なお金を県に納めると。こういうふうに見ると、十三億六千万何がしの税の使い方を、一旦入ってしまうと、これはひもつきじゃないわけでありまして、何に使つてもいいというふうなことになるうと思っておりますけれども、しかし、そこを今、県も含めて公共団体では分煙とか、あるいはそのほか、いろいろたばこにまつわる事業等にいろいろな課題を持つていると思っております。そういうところにこの十三億何</p>	<p>がしかのお金を使つていくということも、愛煙家と愛煙家じゃない方々との共生できるような、そういうことにも使うようなことの配慮がやっぱり納税者にとつての一つの配慮もあるかなというふうな思いをしますので、そこはしっかりとお金をいただければと思っておりますので、そこは考え方をひとつお聞きしたいと思っております。</p> <p>それからもう一点、これはたばこ税に限らずに、税を上げるためのいわゆる促進費といいますが、報償費を各団体に還元を、還元というか、税を上げるための促進費を出しておりますけれども、このように、前年を上回る予算が上げられるような状況になった場合に、その報償費を減らすというふうなこととなると、これは整合性が立たないんじゃないかなと思っておりますが、その考えをひとつお尋ねをしたいなと思っております。</p> <p>安部税務課長 報償費の件でございます</p>
---	--	---	---

ます。県税の適正申告であるとか、納期内納入の推進とかいうことで、関係の団体にこれまで報償金を支払っているところがございます。

いろいろこれまでも見直しを行ってきたところでございまして、税収の動向とか、他県状況とかを踏まえて見直しを行っているところでございます。行財政改革アクションプランの中でも、これらについて効果を踏まえながら見直しを行うということをしておりまして、必要に応じて見直しを行っていきたいというふうに考えております。

島田総務部長 以前にも愛煙家の方々、たばこ関係事業者のお立場からご指摘いただいたところですけれども、その際にもお答え申し上げましたけれども、たばこ税、ご指摘のとおり一般財源でありますので、使い道はむしろ決めるべきではないものですけれども、おっしゃるような分煙の体制でありますとか、喫煙する方も、しない方も気持ち

よく過ごせるような環境の整備というのは大事だろうというふうに思っておりますので、そういう意味でも庁舎整備関係で配慮したいというふうに思っております。

近藤委員 ちょっと時間があるようでございますので、先ほど麻生委員が要望の中で申し上げましたけれども、ふるさと納税、それに関しまして、やはり全体的な収入を図るという意味で、これは非常に効果のある制度だということに思っております。大分県は遠慮して市町村に任せておる、私はそういうふうにご理解をしておりますが、市町村の中でも非常に温度差があります。例えば、大分県では、国東市が一番頑張つて十億円以上集めていますかね。これは、これだけの十億円のお金を地方に集めるということは大変なことなんでしょう。その集めたお金でお礼の物品が要るために物流が促進されるといふこともありますし、生産が促進され

るといふこともありますので、非常にいい政策だと思えます。宮崎県の都市は、昨年は三十五億円集めていますよね。そういうことからすると、大分県も少し競つて集めてもいいんじゃないかなと、そういうふうには思っております。これは要望になりますけれども、そういう全体の収入を図るといふ意味での私も麻生委員と同じような要望をさせていただきすので、よろしくお願いいたします。

島田総務部長 要望ということではありましたが、麻生委員からも同様の指摘をいただいたところであります。企画振興部の審査の際にも、また励ましの言葉をかけていただければと思いますが、企画振興部も少し所管を見直しまして、ふるさと納税をしっかりと頑張つていこうとなっております。その上で、やはり市町村がこれだけ頑張つ

ている中でありますので、先ほど六百万円の歳入に対して九百数十万のPR経費とありましたが、市町村分のPRも含めての経費というふうに受けとめていただければと思います。

県としては、まさに市町村が頑張る環境を整えた上で、県として際立たせるために、新年度は芸術文化・スポーツにだけ用途を限るといふような色分けをして、県全体としてふるさと納税を喚起、促進するような努力をしていきたいと考えております。

吉岡委員 収益事業の収入でお聞きしたいと思えます。ページは九九ページです。宝くじ収入なんですけど、今年度予算は一億二千九百七十万六千円の増収が見込まれているんですけど、宝くじ収入は毎年、収入の上がり下がりが結構あるんでしょうかね。大体見込みでどういふ感じで増収というふうに見込まれるのか、ちょっと教えていた

だきたいと思えます。

大友財政課長 宝くじにつきましては、ご案内のとおり県内で発売されたものが、その一部が県の収入に入ってくるという形になっております。二十

八年度でいきますと、県内で発行する額が九十二億円から九十三億円ほど持ち寄り額として県内で発売をするという

ことを今考えております。そのうち、県の収益金として四割ほど入ってきま

す。そういったことから、そういった数字をかけて三十数億円ほどになってくるわけですが、年々どつちかという

と今減少傾向にあります。宝くじの売り上げが少し落ちてきている傾向にあります。増の要素としてあります。来年度、二十八年度はラグビ

ーワールドカップ用に一部十五団体に配分が少し多目に来て、その分で収益が入ってくる形になっています。それをまた全国組織のほうに納入をして、実際の大会のときの施設整備であった

りだとか、情報ネットワークだとか、そういう形で大会の支援をいただける分が入っておりますので、若干の増と

なっております。吉岡委員 こういうのは生き物ですから、上がった

り、下がったりあると思いますけど、宝くじを買うときに努力されていまして、地元で、県内で買

うようにと周知されていると思います。なお一層県民の皆さんには県内で買うように、さらなる周知をお願いしておきます。

井上委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって歳入予算関係に対する質疑を終わります。

暫時、休憩いたします。午前十一時十五分 休憩
午後一時 再開
油布副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、総務部関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

総務部関係

油布副委員長 それでは、総務部関係予算について、執行部の説明を求め

ます。島田総務部長 それでは、平成二十八年度当初予算のうち、総務部関係の歳出予算についてご説明いたします。

平成二十八年度総務部予算概要のページをお開きください。平成二十八年度総務部当初予算の概要についてであります。

左側のⅠ予算のポイントをごらんください。平成二十八年度は、今年度策定した大分県行財政改革アクションプランに基づき、持続可能な行財政基盤の確立

を推進するとともに、市町村が地域の特性を生かした政策をみずから立案・

実行できるよう、市町村職員の人材育成を支援するなど、市町村との連携・協力を一層進めます。

これらの取り組みにより、新たな長期総合計画、安心・活力・発展プラン二〇一五を支える行財政基盤の強化を図ってまいります。

次に、右側のⅡ事業体系をごらんください。行財政改革の着実な推進に向け、業務の効率化等を図るための税務業務アウトソーシング推進事業や市町村職員の人材育成を支援する市町村「創生人材」育成事業などに取り組みます。

次に、三枚おめくりいただき、二ページをお開きください。

平成二十八年度総務部予算一般会計についてですが、上の表の左から二列目の予算額欄の上から三つ目、総務部の計欄にありますように、一千六百四十四億一千二百二十四万二千円を計上

しています。これを二十七年七月現

<p>計予算と比較しますと、右から二列目前年度対比欄にありますとおり、十三億三千五百二十六千円、率にして〇・八%の増となります。これは、消費の回復等に伴う、地方消費税清算金・交付金の増などが主なものです。</p> <p>以下、予算概要の順に沿って、主な事業についてご説明いたします。</p> <p>一二ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、県有財産総合経営推進事業費八千七百五十万四千円は、県有財産総合経営計画に基づく未利用地等の利活用による歳入確保やPFI導入可能性調査を実施するものです。</p> <p>次に、一二ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、職員研修費です。主なものとして、右端の事業概要欄の上から三つ目の二重丸、政策県庁を担う人材育成推進事業費五百一十七千円は、研修制度の充実や女性職員のカリヤ形成支援など職員の人材</p>	<p>育成を推進するものです。</p> <p>次に、二九ページをお開きください。</p> <p>事業名欄一番上の新公会計システム開発事業費四千二百二十八万四千円です。この事業は、平成二十八年度決算から、国が示す新公会計基準に基づいた財務諸表を作成するため、財務会計システム等の改修を行うものです。</p> <p>次に、三一ページをお開きください。</p> <p>公債費についてです。</p> <p>事業名欄一番上、公債管理特別会計繰出金七百億八千五百十万円は、県債の償還を公債管理特別会計で一元的に行うため、元金相当額を一般会計から特別会計へ繰り出すものです。通常償還の元金償還額の減少により、前年度と比べて、約五億円の減となっています。</p> <p>その下、減債基金積立金八十五億八千万円は、全国型市場公募債を発行し、その償還方式を通算三十年の十年満期一括償還としていることから、毎年度発行済額の三・三%相当額を、満期に</p>	<p>備えて、あらかじめ積み立てておくものです。</p> <p>次に、三二ページをごらんください。</p> <p>事業名欄上から二つ目、公債管理特別会計繰出金百十一億八千四百九十三万四千円は、先ほどの元金と同様に通常償分の利子を特別会計へ繰り出すものです。借入金利の低減などにより、前年度と比べて、約十億円の減となっています。</p> <p>次に、三四ページをお開きください。</p> <p>財政調整基金などの積立金は、基金の運用利息をそれぞれ積み立てるものですが、四つの基金を合わせた総額は、事業名欄一番下の目計欄にありますように、三億三千九百八十一万三千円となっています。</p> <p>次に、三七ページをお開きください。</p> <p>表の左端区分欄、事業費の目名欄の上から三つ目の地方消費税清算金から一番下の利子割精算金までは、それぞれ税収に応じて、清算のため他の都道</p>	<p>府県へ支出したり、市町村へ交付金として交付するものです。</p> <p>次に、三九ページをお開きください。</p> <p>事業名欄の上から二つ目、県税徴収事務費です。</p> <p>主なものとして、右端の事業概要欄の上から二つ目の二重丸、県民税徴収交付金十六億五千三百七十六万円は、個人県民税を賦課徴収する市町村に対して交付するものです。</p> <p>また、その三つ下の二重丸、自動車税徴収強化対策事業費一千二百三十七万二千円は、自動車税の賦課徴収に要する経費です。</p> <p>平成二十七年度の自動車税の納期内納付率は、前年度から一・四四%上昇し、七三・六七%となりました。コンビ二納税に加え、新年度からクレジット納税を新たに導入し、納税者の利便性と納期内納付率の一層の向上を図ります。</p> <p>次に、四〇ページをごらんください。</p>
--	--	--	--

<p>事業名欄上から二つ目、税務業務アウトソーシング推進事業費二千九十五万六千円は、業務の効率化等を図るため、県税業務のうち自動車税の申告受付や法人二税の申告書発送・入力など定型的な補助業務を民間委託するものです。</p>	<p>事業名欄上から二つ目、税務業務アアウトソーシング推進事業費二千九十五万六千円は、業務の効率化等を図るため、県税業務のうち自動車税の申告受付や法人二税の申告書発送・入力など定型的な補助業務を民間委託するものです。</p>	<p>十八億八千九百五十六万一千円、率にして一四・四％の増となります。次に、六八ページをお開きください。事業名欄一番上、元金（通常債分）七百三十三億八千五百十万円は、借換債を除く通常債の元金償還に要する経費です。臨時財政対策債などの償還額の増加から、前年度と比べて、約二十八億円の増となっています。</p>	<p>前年度と比べて約十億円の減となっています。以上で、総務部関係の歳出予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>油布副委員長 以上で説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。</p> <p>答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。</p> <p>事前の通告者が四名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行にご協力願います。</p> <p>それでは、順次指名してまいります。</p> <p>原田委員 私は予算概要二二ページに掲載されていますPFI推進事業費PFI導入可能性調査等委託に要する経費九百三万八千円についてお尋ねします。</p> <p>PFIは数年前ですか、全国的に多</p>
<p>次に、四一ページをお開きください。県税システム改修事業八千七百五十一万九千円は、二十九年四月からの車体課税の見直しに対応するためのものです。</p>	<p>この特別会計は、借換債の発行額の増減により、一般会計歳入歳出予算の規模が、見かけ上変動しないように、借換債相当分を一般会計から控除し、実質的な予算規模を把握できるようにするとともに、公債費の経理の明確化を図る観点から、平成十七年度に創設したものです。</p> <p>平成二十八年度については、表の左から二列目の予算額欄一番下の計欄にありますように、一千八百八十四億五千七百四十九万八千円を計上しています。これを二十七年七月補正後の予算と比較しますと、同じ行の右から二つ目前年度対比欄にありますように、百四</p>	<p>その下、元金（借換債分）三百三十八億六千六百万円は、五年後や十年後に借りかえることを前提に借り入れた地方債の元金を、県債を財源に、一旦償還するために要する経費です。平成十八年度や二十三年度などに借り入れた県債を借りかえることとしており、前年度と比べて、約百三十億円の増となっています。</p>	<p>最後に六九ページですが、利子（通常債分）百十一億八千四百九十三万四千円は、通常債の利子償還に要する経費です。借入金利の低減などにより、</p>
<p>次に、五七ページをお開きください。市町村「創生人材」育成事業費五百一十二万八千円は、全国自治体政策研究交流会議等の開催や、税務分野における実務型研修を行うおいた徴収カレンダーの実施、また、市町村実務研修生と県職員が共同し、政策研究を行うことなどにより、地方創生に資する自治体職員を育成するものです。</p> <p>以上が、総務部の一般会計歳出予算</p>	<p>についで、総務部所管の特別会計で引き続き、総務部所管の特別会計である公債管理特別会計についてご説明いたします。</p> <p>六七ページをお開きください。</p> <p>平成二十八年度大分県公債管理特別会計の当初予算についてです。</p>	<p>最後に六九ページですが、利子（通常債分）百十一億八千四百九十三万四千円は、通常債の利子償還に要する経費です。借入金利の低減などにより、</p>	<p>以上で、総務部関係の歳出予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>油布副委員長 以上で説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。</p> <p>答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。</p> <p>事前の通告者が四名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行にご協力願います。</p> <p>それでは、順次指名してまいります。</p> <p>原田委員 私は予算概要二二ページに掲載されていますPFI推進事業費PFI導入可能性調査等委託に要する経費九百三万八千円についてお尋ねします。</p> <p>PFIは数年前ですか、全国的に多</p>

<p>くの事業がPFIでできてきました。ただ、委託費、運営費含めて建設費、まとめて平準化できるというメリットがPFIにあるわけですが、長期間に及ぶ契約の中で、全体を債務負担する、巨額になってくる。また、長期間の中で委託会社のトラブル、中には倒産という事例もありましたけど、途中でPFIから直営に切りかえるというふうなことも耳にしました。これから大分県は、PFIについてどういうふうに考えているのか。実際には、大分県は男女共同参画センターをPFIでやっていますけど、その成果も含めて、県としてのPFIに対する考え方というのをお示しいただきたいと思っています。</p> <p>牧県有財産経営室長 私からPFI事業についてご説明いたします。</p> <p>大分NSビルは、平成十五年にPFI事業により建設された五階建ての施設でございます。そのうち二階部分を公共施設として、消費生活・男女共</p>	<p>同参画プラザが設置されております。PFIを導入した結果、従来方式による事業コストと比較いたしまして、約一・三%の費用が縮減されるとともに、民間の附帯施設が設置されたため、土地賃借料として年間約一千三百万円の歳入が確保されているところでございます。</p> <p>今回のPFI事業につきましては、今後の県有建築物の整備や運営に關しまして、PFI事業の推進を図るためにガイドラインの策定を行うとともに、大分市舞鶴地区職員宿舎の旧大分保健所跡地への移設による再整備につきまして、PFI導入可能性調査を実施するということもございます。舞鶴地区職員宿舎の移転による再整備につきましては、事業規模は小さいものがございますが、旧大分保健所跡地は商業地域でございます。容積率が四〇〇%であることから、事業者が県の必要とする容積を除いた部分を活用すること</p>	<p>ができるため、民間業者の参画が期待できるものと考えております。</p> <p>PFI方式による事業実施によりまして、県の財政負担の軽減が図られるとともに、地域の活性化や利便性の向上等、県民サービスの向上に寄与する施設が設置されることを期待しているところでございます。</p> <p>原田委員 わかりました。ただ、先ほど申しましたように、やっぱりPFIの問題になるというか、課題点もありますので、ぜひそこを考えていただきたいというふうに思います。ただ、今職員宿舎の具体例が出ましたけど、例えば、大型施設でいえば、今年度開館した美術館、予算がもう上程されています屋内スポーツ施設、これから県警の科捜研のセンターですか、そういったものはPFIになっていませんし、これから動物愛護センターとか出てくるんだと思うんですけど、大分市と一緒にやるので、なじまないものもたくさんあるわけですけど、職員宿舎以外にこれからPFIでやっているものがほかにあるかどうかお答え願いたいと思います。</p> <p>島田総務部長 PFIを導入する場合のメリットとして、民間の資金を活用できるということ。それから民間の施設運営のノウハウを活用できるということがあろうかと思っております。今、職員の宿舎を念頭に置いておりますのは、再整備をする際に、民間のマシオンなんかと一緒にやることで、PFIと決めてかかっているわけではありませんが、一部を民間に使うことで民間の資金を導き、また民間に効率的に管理していただくような手法がとれるのではないかなというところで今回調査費を計上しております。それ以外で、今の時点で念頭に置いている具体的な施設はありませんけれども、今回の調査費を使って勉強する中で、こういったものについて民間の資</p>
--	---	---

<p>金、ノウハウが活用できるかというところを調査研究してまいりたいと考えております。</p> <p>土居委員 私からは、概要の五七ページ、市町村「創生人材」育成事業費についてお伺いします。</p> <p>平成二十七年第四回の定例会の一般質問で、衛藤博昭議員が市町村との人事交流について質問いたしました。その際、知事は全市町村に向き、市町村職員の受け入れを積極的に呼びかけていき、新たに派遣研修の受け入れ所属機関を市町村の希望に一層沿えるように柔軟化させると。また、県・市町村職員がペアとなつて行う政策研究を企画していくと。このように、県の体制も工夫し、職員受け入れの拡大について市町村と協議をしていきますという答弁をされています。現状はどのような動きになっているのかお伺いします。</p> <p>渡辺市町村振興課長 ご質問いた</p>	<p>きました点については、まさに委員がおっしゃいますとおり、昨年の第四回定例会で衛藤委員からご指摘のあったところでありまして、現状としては今年度までは県・市町村のいわゆる人事交流については、少数にとどまっていたところでございます。</p> <p>そこで答弁させていただきましたところ、来年度の受け入れにつきましては、今、最終調整段階でありまして、具体的な数字はまだ固まっていないんですけれども、今年度の八人に比しまして大幅に増加するという見込みであります。今後も地方創生の実現のためには、県・市町村の連携ですとか人材育成、こういったものが重要でありますので、引き続き人事交流を推進していきたいと考えております。</p> <p>堤委員 まず、二三ページの人事課の職員厚生費、職員の健康診断やこころの健康事業等実施をします。定数削</p>	<p>減等による労働強化はあると思うんですけども、病気や精神疾患の状況はどうかということ、過去五年間の推移はどうかと。五年間の数字を最初言ってもらつて、あとで資料を済みませんけどお願いいたします。</p> <p>それと、三九ページの県税徴収事務費、地方税の申請による猶予制度がいよいよ四月一日以降の納期分から始まりますけれども、申請書の記載や各添付書類への記載とか、納税者にとってなかなか不なれな書類を提出することになるんですけれども、記載方法や添付書類についてどのように納税者に周知をさせていくのかと。</p> <p>最後に五六ページの市町村行財政連絡調整費、これ昨年も聞いているんですけども、行財政運営を支援するものなんですけれども、地方交付税の算定がえが二十七年八団体から始まつておりますけれども、その状況及び今後の見通しについてお伺いをいたしま</p>	<p>す。</p> <p>藤原人事課長 過去五年間の病気休職者の推移でございます。精神疾患を含めまして、二十三年度が十名、二十四年度が十五名、二十五年度が十六名、二十六年度が二十三名、二十七年、三月一日現在ですが二十三名というふうになっていきます。そのうち、精神疾患でございますが、二十三年度八名から二十一名へと増加をしております。職場におけるメンタルヘルスの問題は、社会全体の課題となっており、定数削減と職員の健康状況の関係は明確にはわかりません。</p> <p>県においては、平成二十四年度から五年間の計画である大分県職員健康管理指針を策定し、がん、メタボリックシンドローム等の生活習慣病やこころの健康づくりに重点を置いた対策を講じているところであります。具体的には、セルフケアに加えて、職場の健康管理の責任者である統括推進員等に対</p>
--	---	--	---

するメンタルヘルスマネジャー研修やメンタル不調職員に職場で最も身近に接する班総括を対象としたメンタルヘルスサポート実践力向上研修を実施するなど、ラインケアの充実に取り組んでいるところでございます。

また、これまで早期発見・早期対応という意味で活用してきたストレスチェックの活用をもとに、保健師の個別指導を行っておりますが、ストレス度が高いと判断された職員については個別に指導を実施しております。これに加えて二十八年度からは集団分析を行い、分析結果をそれぞれの所属に示し、職場の弱点や強みを客観的に知ってもらい、職員みずからが職場環境の改善に取り組むことにより、メンタルヘルス不調の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

安部税務課長 地方税の猶予制度についてでございます。二十七年の地方税法の改正によりまして、事業継続

や生活維持を困難にするおそれがある場合等について、新たに納税者の申請に基づく換価猶予制度の創設等が行われたところでございます。県としましては、見直し後の制度について、ホームページへの掲載やリーフレットを作成し、窓口へ設置したり、納税相談の際に納税者へ交付するなど十分に周知を図っていきたいと考えております。

また、申請の際には、申請の要件や記載方法、必要な添付書類等について納税者に対しわかりやすい説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

渡辺市町村振興課長 合併市町村の財政についてお答えを申し上げます。

昨年七月の予算特別委員会でお答えしましたとおり、合併算定がえの段階的縮減ですね、こちらに対応するために、合併市独自の財政需要などについて、県と合併市が共同で調査研究を行ってきたところであります。そこで明

らかなった支所、消防、清掃などの経費に必要な財政需要に關しまして、算定の見直しを国に求めた結果、それらの見直しが行われたところであります。二十七年、今年度の算定におきましては八つの合併市において合併算定がえによる効果額、これが合計で約十七億円縮減されるところだったんですけれども、この見直しによりまして約十三億円に縮減の幅がおさまるところであります。

今後の見直しとしましては、合併算定がえによる効果額は段階的に縮減されていきますけれども、見直し前には合計で二百三十四億円の縮減が見込まれていました。それが、この見直し後にはその七割に当たる百六十四億円程度が還元される見込みというふうになっております。

堤委員 職員の関係は、病气別の人数とか死亡等の資料を要求しておきます。

それと、県税の関係なんですけど、窓口とホームページ、リーフレット、そういうのが多いんですけれども、納税通知をするときに、そういうふうなものと一緒に送るといいう、そういう手立ては考えているのかということを一つ聞きます。それと、八団体で十三億円の縮減の幅が縮まったということなんですけれども、それでもやっぱり厳しいですよ、その八団体とってみればね。その対策というのはさっきの調査研究するところでも、その縮減に対してどういうふうに対策をとっていくんだという方向性というのは出ているでしょうか、その二点ちょっと。

安部税務課長 納税猶予の周知の方法でございますが、昨年度、二十六年度は、換価の猶予を行ったのが十六件ぐらいでございます。納税通知に入れるという方法もありますが、経費等の面もござります。実際、こういう生計の維持が困難等の場合については、当

<p>然納税者等からも相談がございますし、そういう中で丁寧に説明してまいりたいというふうに思っております。</p>	<p>油布副委員長 ご異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定いたしました。</p>	<p>そうですね。それは前置きなんですけれども、この中に、コピー用紙の枚数一五%カットとか、冊子ポスター等の電子化というところありますけれども、執行部の中でのデータのやりとりという、資料のやりとりがデータ化がどれぐらい進んでいるのかというので大体お教えいただきたいのと、もし議員の資料全部電子データでいただくということになれば、こういった資料の経費がどれだけ削減するかというのを数字がなければそういうのを出していただくということはできませんか。例えば、そういうものが出て、それが膨大だということが出てくれば、我々も、じゃあ委員会にパソコン持ち込んでいいことを検討しようとか、そういう議論にもなってくると思うので、ぜひそういう数字を出せないかなと思うんですが、その二点質問させていただきます。本当にこれ、我々もらう紙だと二次</p>	<p>利用もできませんし、私佐伯から毎日こんな重たいのを運んできて、地下一階から車で二回ぐらい運ばなきゃいけない状況ですので、ぜひちょっとその辺の数字を、まずはたたき台にして考えたいと思っておりますので、ご答弁をお願いします。</p>
<p>渡辺市町村振興課長 その研究会で、まさに合併算定がえの段階的縮減について見通し、また影響について具体的に明らかにしたところでありまして、そういった市町村に情報提供をするともに、将来的には一定の減額があるということを見据えまして、一層の行革の推進ですとか、財政調整用基金の積み立てなど、歳出歳入両面における備えを進めようということで、県としても助言を進めているところであります。</p>	<p>木付委員 原田委員と同様の質疑なものですから、質疑は取り下げます。油布副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。ほかにご質疑のある方は、挙手をお願いいたします。</p>	<p>桑原委員 済みません。通告はしていませんので、以前いただいた平成二十八年度当初予算関係資料の中の最後の大分県行財政改革アクションプランに基づく主な取り組み、平成二十八年度当初予算(案)というところを、歳出の見直しいろいろ書かれていますので、政府のほうも、二〇〇〇年にe-Japan構想というのを出して、その中に電子政府というものを目指してきているんですけども、なかなかそれも進んでいなくて、我々も、議員もいただく資料全部紙な</p>	<p>山本行政企画課長 行財政改革アクションプランの中で、歳出の削減の項目といたしまして、まず身近なところから経費の削減を取り組もうというところで、コピー用紙の削減一五%ということ掲げてございます。これはコピーを焼く際に、両面必ず使おうと。また、一枚の資料を一枚で焼くんじゃなくて、ツーインワンなりフォーインワンといった形で紙の枚数を減らしているといったことで、地道に取り組んでいこうというのでございます。</p>
<p>油布副委員長 ただいま、堤委員から病気別の人員や死亡等に関する資料を提出する要求がありました。お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに異議ありませんか。</p>	<p>〔「異議なし」と言う者あり〕</p>	<p>また、県庁の中の電子県庁の取り組みはどうかというお尋ねがございました。県庁の中で業務のシステムとし</p>	<p></p>

まして、e-オフィスというシステム

を整備いたしております。一人一台パソコンということでありまして、日常的なデータのやりとりというものは電子メールの資料の添付といった形で、電子的に交換をするといったことを心がけております。そういったことは今後とも推進をして、なるべく紙を使わない、経費を使わない、そういった手法等のやり方というものを工夫していきたいというふうに思っております。

それから、二点目の議会に提出させていただいている資料、これを電子化したらどうなるかということは、具体的に今、手元にデータというものはございません。もしよろしければお時間を頂戴して、今提出させていただいております印刷物、仮にそれを電子的に動かしていただいたらどのくらいの経費が削減できるのかといった数字は、ちょっと時間をいただいて積み上げさせていただければというふうに思っております。

ります。

島田総務部長 行政企画課長の答弁に若干補足をさせていただきますと、県庁内におけるICT技術の活用というのは、まだまだ改善の余地があると思っておりますし、それによるペーパーレス化、業務効率化も図れるんじゃないかと思っております。

ただ、一方で議会にお示しする資料についてですけれども、例えば、今三百冊刷っているものを半分にしたところで、経費が半分になるわけではございません。なので、本当に全てペーパーレス化できるところまでできるものなのかどうか、それは議会全体の総意というものも我々としてはくまなくあればいけないのかなというふうに思っております。

桑原委員 そしたら、今年度の中でも、ICT化はまだ全部十分できていないところですね。やったらどれだけ効率化できるのかというのは研究して

いただきたいと思えます。あと、これを半分にしたところでそんなに経費変わらないということなんですけれども、例えば、我々の作業の効率化というところで、これをじゃ、データでいただきたいと言ったとき、これデータでもらえるのかな、全部。そこだけ再度質問。

大友財政課長 今、お手元にあります予算説明書、従来印刷をして、そのままなかなかデータ化できずにペーパーのままでありました。今年度から予算説明書につきましてもデータ化をして、県庁のホームページでそういうデータを載せております。これは新たな試みとして、今委員おっしゃったように、この情報化の時代に紙のままですかというふうな疑問もありましたので、そういうところを少しずつやっております。ただ、全てできているという状況ではありませんので、徐々にそういうふうな方向でやっていきたいと思えます。

吉岡委員 一八ページの総務費の新規事業だと思えます。行政不服審査会事務費、百二十万八千円ぐらいなんですけど、まず事務費の内容といたしまか、新しく立ち上げた、今まではなかったということなんですかね。それと、これは職員に対する経費なのか、それとも別なのか、そこを教えてくださいたいと思えます。

下郡法務室長 お尋ねの行政不服審査会の事務費ですけれども、行政不服審査法が全面的に改正をされまして、四月一日から施行されることになっております。この改正によりまして、今年度新たに行政不服審査会が設立されることになったということで、昨年の十二月の第四回定例会で審査会条例というのを上程させていただきました。それで、委員を今後選任いたしました。年に何回か会合を持つわけですけれども、その経費が主でございます。

麻生委員 渡辺市町村振興課長に二

<p>点伺います。今年度、参議院の選挙の啓発予算並びに執行予算が入っております。今回から、十八歳から選挙権が付与されるということですが、特に大学への期日前投票所とか不在者投票所とか、そういった部分について、市町村の選挙管理委員会との協議とか、その大学とか高等学校もありますが、特に大学、専門学校とか、そういったところの周辺の自治会との調整とか、市町村との連携、これ重要な話でありますので、そのあたりどうなっているのかというのが一点と、県立、あるいは県が管理している大学法人等々に関しては、期日前投票所等々、投票所をやったり国のほうは設置してでも投票率を上げるような方向性が示されているわけでありまして、その準備状況がどうなっているのかといった部分について一点お話いただければと思います。</p>	<p>おるといことで、投票所に参りますと非常に殺風景という状況でありまして、やっぱりおもしろくなくちゃいけないわけですが、七月といえば、小学校の体育館が投票所になっていると。横で渡辺課長がウォーターボーイズでシンクロやっているとこういうふうなことがあれば皆さん来るとかいうようなことも含めて、せめて市町村振興とか園芸振興とかいうことで、花いっぱい投票所にするとか、何かそういった意味での工夫が必要ではないかなと、どのような工夫をしようかとされていらっしゃるのか伺います。</p> <p>渡辺市町村振興課長 市町村振興課は選挙管理委員会の事務局も兼ねておりますので、選挙管理委員会事務局としてお答えを申し上げます。</p> <p>一点目の大学等における投票所の設置につきましては、ただいま市町村のほうに県のほうとしては各種呼びかけをしまして、一部で検討が進んでいま</p>	<p>すけれども、県の施設、そちらのほうについて、今具体的に関係市町村と話が進んでいるというわけではございません。ただ、今ご指摘いただいた点を踏まえまして、一層市町村とよく協議をしてみたいと思っております。その際に、今投票所の環境整備についても二つ目の柱でご質問をいただきましたけれども、既存の法制度の中で、例えば、最近の改正ですと、子供を連れて行くようにとか、今までの制度ですと、開始時間、また終了時間を調整できるとか、そういった仕組みもございますので、既存の仕組み、また、今おっしゃったように、その既存の仕組み外で投票所で足を運びやすいような環境整備ですとか、もつと言えば周知啓発、そういうところを総合的にあわせて県としては投票率の向上に努めたいと思っております。その上で、特に県として何かこれまでやってきたことで重点的なことというふうに申し上げます。</p>	<p>げますと、高校生等の今度新しく新有権者になる方に重点的に、先ほど申し上げた啓発のほうに力を入れてやってきておりまして、高校では既に七千名を超える生徒さんたちに、選挙出前事業で直接、フェース・トゥ・フェースで実際の実物を使って、投票の意義ですとか、選挙違反等のルールに対する制度理解を進めておりますということ、ご指摘を踏まえまして、総合的な形で投票率向上に向けて今後も努力していきたいと思っております。</p> <p>麻生委員 ぜひよろしくお願い申し上げます。県議会の広報委員会といたしまして、大学生の学生団体のほうからぜひ投票所の設置を強力に推し進めてほしいという要望が上がっておりますので、その部分は選挙管理委員会のほうにもお伝えしているかと思っております。具体的に実践していただきますことを重ねてお願い申し上げます。</p>
---	--	--	--

<p>戸高委員 選挙の件が出ましたので、ついでにと言ったら申しわけないですけど。今回、次は参議院選挙なんですが、三年前の参議院選挙のときに、親切に投票所でアナウンスを流していただいているんですが、一枚目には選挙区の候補、二枚目には、これは違ったのかもかもしれませんが、政党名をという明確なアナウンスだったんですね。選挙制度を考えますと、名前もあり政党名もあるということからすると、非常に混乱をして、苦情がかなり入ったということもありました。こういった後で責任をどうのこうのということは全く問われていなかったかもしれないけれども、県の選管というか、県全体として、きちんとガイドラインをして指導していかなければ、再びこういうことが起こるといふふうに思いますので、ちょっとその取り決め、どういふふうになっているのかお聞かせいただければと思います。</p>			
<p>戸高委員 これは前回だけではなくて、毎回そういった事例が起こって</p>	<p>渡辺市町村振興課長 適正な投票所の運営も含めまして、適正な選挙の執行につきましては、選挙前、そして選挙後、書類等を通じて市町村と勉強会等を開催するなどして、その徹底を図っているところです。事前につきましては、国等が配付するものを県の資料等ございますけれども、特に事後につきましては、そういった実際に起こってしまったたいわゆるミスについて、新聞記事とか、実際にその背景も調査した上で、同じ失敗を繰り返さないように勉強会をやっております。直近ということでは統一地方選でございますので、そういう勉強会を事後にも行ってございまして、来る夏に向けましては、まさにこれから事前ということになりますので、同じミスがないようになり、留意点その他きちんと整理して徹底を図りたいと思っております。</p>	<p>りまして、ちゃんと検証されて、次、選挙管理を行う方にきちんとそれが伝わっているのかなというのが疑問に思いましたので、しっかりとやっていただきたいというふうに思います。</p> <p>末宗委員 まず二九ページ、新公会計システム開発事業費四千二百万円、それと、同じような予算で、四十一ページ、県税システム改修事業費。これ今コンピューターの時代なんだけど、昨年の法律改正とかいろいろ国がやっているんだけど、今までのくらの大体金をかけて改修して、また今度新たにやるわけで、そしてどういう目的でどういうふうな形に持つていって、そしてどういうところに委託しているか、委託だろうと思うから、県ができないから委託するんだろうから、大体そこらあたりのどんなふうにするか、委託先がすぐれているかも含めて教えてください。</p>	
<p>大友財政課長 まず、私のほうから</p>	<p>今ご質問のありました二十九ページの新公会計システムの部分についてお答えをいたします。</p> <p>予算の編成に当たりましては、各要求現課が要求の数字を入れて、それを集計してやるという予算編成システムというのがまず一つあります。今回の新公会計システムというのは、決算統計におきまして、いわゆる公会計基準に基づいた新しい仕組みを入れようという中身になっております。既存のシステムとはまた切り離れた形のシステムになってまいります。そういったものを今回新たに設計をし、来年度改修をしていくという中身になります。業者につきましては、基本的に入札をしていきますので、その中で決定されるので、そういうふうな対応をしております。</p>	<p>安部税務課長 四一ページの県税システム改修事業費でございます。県税</p>	

<p>いまして、システムの改修をしております。今回、二十八年度で上げておりますのは、金額が大きくございますけれども、二十八年度税制改正で車体課税の見直し、消費税率一〇%引き上げに伴って自動車取得税を廃止して、新たに自動車税の環境性能割を導入するという大きな改正がございます。それから、法人課税につきましても、これも消費税率一〇%引き上げにあわせて、地方法人特別税制度が廃止されるというところで、この二つの大きな改正がございます。今回新規でシステム改修事業費ということで上げさせていただいております。</p> <p>通年、改正が少なければこういう大きい事業費はございませんけれども、今回そういう大きな改正があったものですから大きくなったものでございます。委託につきましては、これは県税のシステムを維持管理する事業者がございまして、そこに随意契約という形</p>	<p>で委託しております。なかなか入札ですと、今のシステムを維持できないということがございますので、そういうことで委託しているところがございます。</p> <p>末宗委員 後のほうの県税システム改修、随契で後ほど出すと言うんだけど、八千七百万円なだけで、しかも随契で、その上に今聞いた話じゃあんまり大した変更じゃないよね。県の職員はそういうのを、例えば、何日前か今新聞、マスコミでやられておるのは、一人自殺、コンピューターが間違っただけで自殺したりするんだけど、外部からだとそういうのもよくわからないし、県税自体がそういうものの対処の能力は高まっていない、そこらあたり。そんなに難しいことじゃないと思うけどね、システムの変更だから。そのため高い給料を払って県の職員を雇っているんだらうから、そこらあたりまで難しいとは僕は思わんのだけだね、ち</p>	<p>よつと答弁を。</p> <p>安部税務課長 これは電算のプログラムの改修でございますので、県の職員ではそういう知識も技術もございませんし、要は電算処理ができる業者に委託をしているものでございます。今回の改正につきましては、環境性能へという一つの新しい税目ができるという非常に大きな改正でございます、必要改修にこれだけの金額かかるというところでございます。</p> <p>末宗委員 あのね、一層また僕は言いたくなるんだけど、プログラムの改修と言うけど、普通のコンピューターというのはプログラムの改修はみんな業者自分でやっていると思うんですよ。その単なるプログラムの改修が必要になったから、さあ新しく金をふんだんに使って、しかも随契でというふうなものとは違うと思うんだけどね。そこらあたりは自分たちで努力しているのかな、していないのかな、とにかく、そ</p>	<p>ういう開発ができるかどうか。検討してやっているのかな、自分たちでやったらどのくらいかかるとか、ちょっと教えて。</p> <p>島田総務部長 システム改修に多額の経費を要していることについては、私どもも大変問題意識を持っておりまして、例えば、自動車税の見直し関係のシステム改修についても、だいぶ内部で本当に随契じゃなきゃいかんかと、入札でやるべきではないかといったような議論もいたしました。</p> <p>ご指摘のように、県職員何をやっているんだと言われかねないような話でありますけれども、税務課にも電算班という組織がございまして、彼らが業者と渡り合いますので、こんなに経費からんのじゃないのかといったようなやりとりをしていただいて、それで結局、今回については随契のほうがむしろ安く上がるんじゃないか、確実にやってもらえるんじゃないかなというこ</p>
---	---	--	---

<p>とで随契という形をとることにしました。全庁的なことを申し上げますと、商工労働部の情報政策課のほうで新たなシステム開発をやるべきでありますとか、大規模なシステム改修をやるべきには経費が適正に見積もられているかというような、県職員の中では専門的知識を持った人間がチェックするよくな仕組みになっております。いずれにしても、言葉は悪いですけども、業者の言いなりになって多額の経費を使うというようなことのないように、県職員の側も知識を蓄積しなければならぬというふうに思っております。</p> <p>小嶋委員 通告を出しておりませんでした。五十七ページの市町村「創生人材」育成事業費、部長のご説明にもありました。少し踏み込んでお聞きしたいと思えます。踏み込むというか、詳しくお伺いしたいと思います。この説明書きには、実務研修生の政策研修に係る先進地視察旅費というのが</p>	<p>約二百万円ほど予算化されています。これを含めて、どのような体系でこの育成事業が行われるのかということと、それから、この先何年程度を想定しているのか、単年度の事業で終わるのかということですね。それから、選出市町村があるんだろうと思えますけれども、負担割合はどのような形になるのかということ。それから基本的には研修所でおやりになるのかどうかという点ですね、ご説明いただければと思います。</p> <p>渡辺市町村振興課長 ただいまご質問いただきました市町村「創生人材」育成事業費について、具体的にご説明を申し上げます。</p> <p>まず、その中身につきましては、この事業の趣旨が連携と人材育成に資するところでもありますので、市町村から県に来ていただいた方が一層勉強し、また県との連携を深めていただけるようにということで、県職員と</p>	<p>市町村職員が一对一でペアになりまして、二人で共同のテーマを決めて、基本的には配属の課の関係テーマということにはなるかと思えます。決めて、問題、課題を設定して、解決策だとか他団体、優良事例、先進事例から得た知恵を整理して、最後は企画書をまとめるということを予定しております。まさに新しい人が入ってきた来年度、そのテーマ選定等の取り組みをスタートさせたいと思っております。ごさいます。実際、それに当たっては、先進地に行くだけではなくて、どうやって政策を企画立案するのかということについて座学の講座がございますので、そういった座学の講座が大分県自治人材育成センターにありますので、それも活用しながら進めたいという中身に今のところ考えているところでありまます。年数につきましては、何分、今年度初めてということもありますので、</p>	<p>来年度以降どうするかということを検討したいと思っておりますが、広い意味での人材育成というものは長期的な取り組みは必要だというふうに考えております。</p> <p>藤原人事課長 自治人材育成センターで行っている研修の負担割合というお尋ねでございますので、県職員研修、市町村職員研修というふうに明確に分けられるものに関しては、それぞれの実施主体で負担を行うと。合同研修あたりの県と市町村一緒に行う研修につきましては、受講生割で按分しているというふうな状況でございます。</p> <p>衛藤委員 六六ページの上から二つ目の総務系事務一元化推進事業費についてなんです。非常勤職員及び総務系事務一元化の推進に要する経費というふうに書いてあるんですが、ちょっと具体的な内容がよくわからない、どういうことをやっているのか。できれ</p>
---	---	---	--

<p>ば主な事業内容を幾つか、こういう内容で幾らという部分を教えていただきたいのが一つ。</p> <p>それと、これに関しては、昨年五千万円使って、ことし四千九百万円というふうになっています。今まで過去に一元化を推進するために幾ら使ったのか。そして、これがこれからもどれぐらい続いていくのかという点を教えてください。</p> <p>中園総務事務センター所長 総務系事務一元化推進事業費の中身でござい ますけれども、総務事務センターに非常勤職員と言われる職員が二十一名在籍をしております。総務系事務一元化推進事業費の主なもの、非常勤職員の報酬と言われる人件費に相当する経費でござい ます。それと、総務事務センターが発足して、今年度で九年経過して おります。平成十九年度から総務事務センターが総務事務システムというシステムを使って業務を行っており</p>	<p>ます。かかった費用につきましては、全体で、総務事務システムを構築するための経費も含めまして、約十五億円、コンサルタントに依頼した経費であるとか、あとシステム開発の経費、それから総務事務センターの運営に係る経費等々合わせまして、十五億円経費はかかっております。</p> <p>先ほど非常勤職員が業務を行っておりますというご説明を申し上げたんですけれども、以前、総務系の事務につきましては、各所属で庶務担当の正規職員を配属しておりました。総務事務センターを設置するに当たって、トータルで七十五名正規職員を削減しておりますので、削減効果が約四十四億二千万円です。先ほどご説明申し上げましたかかった経費が十五億です。来年度分も合わせますと、トータルで二十九億二千万円、概算ですけれども、効果が出ているというような試算になっております。</p>	<p>衛藤委員 今のお話を伺うと、非常勤職員の給与が一つあって、それとは別に総務系事務の一元化という項目だと思ふんですけれども、非常勤職員で毎年、その二十一名で幾らぐらいなんです でしょうか。</p> <p>中園総務事務センター所長 二十八年度予算でいきますと、非常勤職員の人件費にかかる経費が四千八百四十四万二千円でございます。</p> <p>油布副委員長 ほかに質疑もないよう うでありますので、これをもって総務部関係予算に対する質疑を終わります。</p> <p>なお、執行部が入れかわりますので、しばらくそのままお待ちください。</p> <p>議会議事局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係</p> <p>油布副委員長 これより、議会議事局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係</p>	<p>予算の審査に入ります。</p> <p>なお、これらの事務局関係予算については、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。</p> <p>執行部の皆さんに申し上げます。</p> <p>答弁は挙手し、私から指名を受け、後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。事前の通告者が二名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行にご協力願います。</p> <p>それでは、順次指名してまいります。</p> <p>馬場委員 会計管理局の二十八年度の予算概要の六ページの県庁舎管理費、それから県庁舎別館管理費の中の清掃委託料についてお尋ねをいたします。</p> <p>二十八年度予算の清掃委託料は、二十七年の七月の現計予算額との比較で、本館、新館の減少率がマイナス二・七%で、別館の減少率がマイナス六・一%とかなり差があるようですが、</p>
---	--	---	--

その要因についてどのようなものであるのかお尋ねをいたします。

二つ目は、清掃委託料については複数年契約であったと思いますけれども、次期の更新時期については何年度になるのか。その際に、現行の契約額を基準にしてしまうと、入札によって品質の管理が困難となる場合が懸念されまされども、基準となる委託料の積み上げはどのようにされるのか。

そして三点目に、委託料の積み上げに当たっては、契約に基づいて、働く方々の賃金水準を引き下げようということがあってはならないと私は考えますが、その点で配慮なり工夫すべきではないかと考えます。どのようにお考えか伺います。

以上三点を質問します。
森崎用度管財課長 それでは、ご質問の平成二十八年度の本館、新館の予算の減についてお答えいたします。

本館及び新館に係る管理予算でござ

いますけれども、委員ご指摘のとおり、平成二十七年より二千九百八十三万四千円、率にしまして二・七%の減になっております。

これは、事業概要欄の二番目にあります光熱水費が二十七年に比べまして三千八百七十万二千円減額したことによるものでございまして、このうち大きなものは電気代の減でありまして、約三千五百万円減しております。

また、県庁舎別館管理費につきましても、ご指摘のとおり二百三十二万七千円の減でございまして、率にして六・一%の減となっております。これも同様の理由でございまして、光熱水費が四百九十五万五千円減になっておりまして、そのうち電気代が四百二十万円の減となっております。

電気代の減につきましては、本館、新館は平成十三年から、また、別館は平成十七年から一般競争入札を行っております。したがって、平成二十

八年度予算につきましては、一月に長期継続契約の入札を実施したものですから、落札額を予算計上しているというところで前年より大幅に下がっているということでございます。

県庁舎管理費と県庁舎別館管理費の減少率に差がありますのは、電気代というのはほぼ同じ率で減少したんですけれども、事業費に占める電気代の割合というのが異なっております。減少幅が異なったということでございます。

続きまして、清掃委託料の次期更新時期と、それから委託料の積み上げがどのようになされているのかというところでございます。

これも委員ご指摘のとおりなんですが、清掃の委託料については三年間の長期継続契約を結んでおります。現行の契約は、平成二十五年十月から二十八年九月までの三年契約になっております。それで、二十八年十月から次の三年間の契約更新となります。したが

って、平成二十七年予算につきましては落札価格で予算計上してきましたものと、十月以降の分、すなわち設計金額に基づいた予算を計上しているものの合計額ということになっておりますので、昨年度に比べまして六百三十七万一千円の増額となっております。

阿部会計管理者兼会計管理局長 私の方からは、委託料の積算と賃金水準の確保についてお答えを申し上げます。

委託料の積算については、私どもがつくっております庁舎管理マニュアルというのがあるんですけれども、これに定める基準により、清掃場所によって回数を決めているということになります。その回数に国の建設保全業務積算要領に準じた県の労務単価を掛けて算定しておりますので、この単価は最低賃金をかなり上回るものになっております。

賃金水準が確保されますようにあわ

せまして、入札仕様書、それから委託契約書に労働基準法等の労働関係法令及びこれに基づく基準を遵守するように明記し、そしてその徹底を委託の業者に指導しているところでございます。

馬場委員 どんどん契約額が下がればそれだけ削減ができるわけですけども、その際に、賃金とかそういうものがまた同じように下げられていくということがないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

木付委員 同じページの清掃委託料の件ですけど、増額の理由はわかりました。設計でこれだけの増額になっているということですが、実際の金額というのは前年度並みになるのかどうか、その一点だけお伺ひします。

森崎用度管財課長 先ほど申し上げましたように、来年度は、今、落札している金額というのが九月まであります。それから、十月以降というのが設計額という形になりますので、これは

私ども予算管理マニュアル等に沿って積算したのになつております。

したがいまして、実際六百三十七万一千円ほど昨年度に比べれば増額しているという状況でございます。

木付委員 今、設計ですよね。設計で増額になったんですから、実際、入札か、また委託のとき、契約をやるわけですよ。それでそのときに、私が言うのは減額になるのかどうか、可能性があるのかどうかということをお聞きしている。

森崎用度管財課長 いわゆるこの三館ですね、本庁舎、それから新館、別館につきましてはWTO案件という形になつております。したがいまして、私どものほうでそういうマニュアル等に沿って設計額をしながら予定価格をつくります。それに基づいて今度は入札をしていくことになっております。
油布副委員長 以上で事前通告者の質疑を終了しました。

ほかにご質疑のある方は挙手をお願いします。

「なし」と言う者あり

油布副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって、議事事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局及び会計管理局関係予算に対する質疑を終わります。
なお、執行部が入れかわりますので、しばらくそのままお待ちください。

企業局関係

油布副委員長 これより、企業局関係予算の審査に入りますが、説明は主要な事業及び新規事業に限り、簡潔かつ明瞭に願ひします。

それでは、企業局関係予算について、執行部の説明を求めます。

日高企業局長 それでは、企業局の予算、事業についてご説明いたします。大分県議会定例会議案の一〇五ページをお願ひいたします。

まず、第一三号議案平成二十八年度大分県電気事業会計予算についてご説明いたします。

議案書では、一〇五ページから一四八ページにかけて提案させていただいております。

本日はお手元にお配りしている説明資料とカラーの付属資料、この資料を中心に説明させていただきます。
説明資料の一ページをお開きください。

大分県企業局当初予算案の重点項目の左側に電気事業を掲げております。企業局では、平成二十六年度から四年間を計画期間とする第三期中期経営計画を策定し、この計画に沿って事業を進めております。この計画の中に定める三つの基本目標、Ⅰ安全・安心の施設管理、Ⅱ顧客本位の取組、Ⅲ県政（地域）への貢献ごとに重点項目を整理しております。
まず、Ⅰ安全・安心の施設管理の事

業費は、十九億六千四百八十二万三千円でございます。一番目の丸、地震対策の計画的実施では、豊後大野市の百枝堰関係の工事などを進めていきます。二番目の大野川発電所について、平成二十六、二十七年度の二年間で固定価格買取制度、FITの認定、基本設計などの取り組みが進みましたので、当初、平成二十九、三十年度に計画していた水車発電機等の機器の発注三十一億二千万円や土木・建築などの詳細設計一億一千万円を前倒しして実施する予定でございます。

付属資料の写真で場所を確認したいと思えます。右側に付属資料大分県企業局とあるほうのページをお開きいただきまして、右側に五番目とあります大野川発電所、ここをリニューアルするものがございます。

この付属資料の左側のほうの一番上の写真一に別府発電所がございます。こちらの別府発電所についても、大

野川発電所に続いてリニューアルの検討に着手することとしております。説明資料にお戻りいただきまして、先ほど説明しました二番目の丸の一番下に、別府発電所の改修概略検討業務委託一千二百九十六万円を掲げております。

次に、三番目の発電所のオーバーホール工事ですが、北川発電所水車発電機オーバーホール工事五億六千九百七十三万九千円や下赤発電所水車発電機オーバーホール工事五億八千二百四十二万三千円を行うとともに、工事に伴う長期の発電機停止に合わせて、さまざまな機器の更新などを予定しております。付属資料では、写真の七番に北川発電所、八番に下赤発電所の全景写真をそれぞれ掲載しております。

資料にお戻りいただきまして、二顧客本位の取組では、安定した電力の供給を行うため、万全な日常点検及び計画的な作業停止を行います。

Ⅲ県政（地域）への貢献の事業費は、

二億二千九十九万三千円でございます。(五)にありますように、芸術文化基金積立てへの繰り出しも継続していくこととしております。

以上が電気事業における重点項目でございます。

これらの事業を入れました二十八年度の収支予算について説明させていただきます。

説明資料の裏側、二ページをお願いいたします。平成二十八年度大分県企業局当初予算案の概要の左側、電気事業会計をごらんください。中ほどの表、収益的収入及び支出でございます。

右の欄が収入でございますが、主に九州電力からの電力料収入などにより、表の下、計(B)欄のとおり、総額二十五億五千四百五十四万円を見込んでおります。

次に、左の欄の支出でございますが、オーバーホール工事に伴う修繕費などによりまして、表の下、計(A)欄のとおり、

り、総額二十二億六千七百七十万円を予定しております。

結果、表の一番下、収支差額(B)マイナス(A)は、二億八千六百八十四万円のおける収支差額は消費税込みとなっております。また、税抜き純利益といっております。欄外に参考として記載しております。一億五千五百八十三万三千円を見込んでおります。

その下の表は、収益的収入及び支出のうち、松岡太陽光発電所に係る収支を抜き出したものがございます。

続きまして、その下の表、資本的収入及び支出をごらんください。右の欄の収入でございます。

投資償還金などによりまして表の下、計(D)欄のとおり、総額四億五千八百八十一万一千円を予定しております。

次に、左の欄の支出でございますが、先ほど重点項目として説明した事業に係る建設改良費などによりまして、

<p>表の下、計(C)欄のとおり、総額二十二億三千百九十五万一千円を予定しております。その下、収支差額(D)マイナス(C)は、マイナスの十七億八千四百円となります。この不足額は、その下の補填財源に記載のとおり、各積立金や過年度分及び当年度分損益勘定留保資金などで補填することとしております。</p>	<p>八ページにかけまして、別表一から九まで、それぞれ予算付属資料を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思えます。</p> <p>続きまして一四九ページをお開き願います。第十四号議案平成二十八年度大分県工業用水道事業会計予算についてご説明いたします。</p> <p>議案書では、一四九ページから一八八ページにかけて提案させていただいております。説明は、同じく前に説明いたしました資料のほうでさせていただきます。</p>	<p>このための設計業務委託を行う予定にしております。これらは、全て工業用水道のかなめとも言うべき施設でありますので、計画的に対策を進めてまいります。</p> <p>ここで、付属資料の写真をごらんいただきたいと思います。先ほど見ていただいた電気事業の写真の裏面が工業用水道事業関係の写真を載せております。この中の右下、写真六をごらんください。こちらが、取水設備の全景でございます。</p>	<p>の接続部分が最も弱いことがわかっております。したがって、その部分の補修用資材を前もって計画的に備蓄する予定としております。また、補修資材を保管するための倉庫についてもあわせて建設する予定にしております。</p> <p>付属資料の写真につきましては、右側のほうにあります写真五に建設予定地と購入資材の例を載せております。</p> <p>説明資料にお戻りいただいて、次に、給水ネットワーク再構築事業の計画的実施でございます。(一)揚水隧道2条化工事や(二)三佐ポンプ場新設工事など、ごらんのような工事を引き続き行う予定でございます。</p> <p>付属資料の左側の写真をごらんください。写真一でございます。</p> <p>三佐ポンプ場でございます。</p> <p>大分市三佐に建設しておりますポンプ場の全景でございます。</p> <p>本事業は、今年度末時点で七〇%の進捗を見込んでおりまして、平成二十</p>
<p>ここで恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、一〇七ページをお開きください。</p> <p>第五条には、表に記載した各工事に係る債務負担行為を、次のページ中ほどの第六条には、一時借入金 の限度額を、第七条には、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第八条には、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、第九条には、棚卸資産の購入限度額をそれぞれお示しし、議決をお願いするものでございます。</p> <p>また、議案書一一〇ページから一四</p>	<p>説明資料の一ページ目、重点項目の右側、工業用水道事業をごらんください。</p> <p>まず、I安全・安心の施設管理の事業費は、十五億一千七十九万九千円でございます。</p> <p>地震津波対策の計画的実施としまして、まず、(一)構築物の対策では、ごらんのような施設の耐震診断や耐震工事</p>	<p>この施設は、工業用水道のかなめでありまして、写真右下にあります取水口から一日に約五十万トンの水を常時取水し、中のゲートにより、流れ込む水の量を調節しております。</p> <p>再度、説明資料に戻っていただきます。その次、(二)管路でございます。</p> <p>管路につきましては、そのほとんどが地中に埋設されておりますが、東日本大震災の被災事例などから、管と管</p>	<p>の接統部分が最も弱いことがわかっております。したがって、その部分の補修用資材を前もって計画的に備蓄する予定としております。また、補修資材を保管するための倉庫についてもあわせて建設する予定にしております。</p> <p>付属資料の写真につきましては、右側のほうにあります写真五に建設予定地と購入資材の例を載せております。</p> <p>説明資料にお戻りいただいて、次に、給水ネットワーク再構築事業の計画的実施でございます。(一)揚水隧道2条化工事や(二)三佐ポンプ場新設工事など、ごらんのような工事を引き続き行う予定でございます。</p> <p>付属資料の左側の写真をごらんください。写真一でございます。</p> <p>三佐ポンプ場でございます。</p> <p>大分市三佐に建設しておりますポンプ場の全景でございます。</p> <p>本事業は、今年度末時点で七〇%の進捗を見込んでおりまして、平成二十</p>

八年度をもつて全て完了する予定でございます。

なお、完成後には、ネットワーク運用により一部区間の断水が可能となりますので、長年点検ができていなかった隧道内部の詳細な点検を計画的に行っていく予定としております。

再び説明資料にお戻りください。II 顧客本位の取組では、安定給水に支障を来すことのないように、日常の保守点検に万全を期してまいります。

III 県政（地域）への貢献の事業費は、一億円でございます。今年度に引き続き、知事部局の企業立地促進等基金積み立てへの繰り出しを予定しております。

続きまして、裏側、当初予算案の概要、その右側、工業用水道事業会計をごらんください。

業務の予定量でございますが、I 給水先事業所数が昨年と変わっており、給水先事業所数が、四月からソニ

I が一社加わりまして四十二社となる予定でございます。

次に、下の表、収益的収入及び支出でございます。

収入につきましては、表の右側に記載のとおり、料金収入などにより、表の下、計(B)欄のとおり、総額二十四億七千三百四十三万一千円を予定しております。

支出につきましては、営業費用のうち、ポンプを動かすための動力費などにより、表の下、計(A)欄のとおり、総額十九億一千七百八十二万円を予定しております。差し引き収支差額は、

(B) マイナス(A)欄のとおり、五億五千五百六十一万一千円、純利益は、欄外、参考に記載のとおり四億四千四百六十一万六千円を見込んでおります。続きまして、資本的収入及び支出で

す。右の欄の収入でございますが、投資有価証券の償還金などにより、表の下(D)欄のとおり、総額九億二千八百三

十萬六千円を予定しております。

また、左側の支出でございますが、先ほどご説明した重点項目に係る建設改良費の執行などによりまして、表の下、計(C)欄のとおり、総額三十億八千四百七十八万九千円を予定しております。

結果、差し引き収支差額は、(D) マイナス(C)欄のとおり、マイナスの二十一億五千六百四十八万三千円となり、不足分は、電気事業と同様にその下に記載の補填財源により補填する予定としております。

資料の説明は以上でございます。議案書につきましては、工業用水道事業につきましても電気事業と同じく、一五一ページから一五二ページにかけて、一時借入金限度額などを記載しております。

また、一五三ページから一八八ページにかけて、別表一から八まで、予算付属資料を添付しておりますので、

ご参照いただきたいと思います。

以上で、第一四号議案平成二十八年大分県工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

油布副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔に答弁願います。

事前の通告者が二名おります。時間も限られておりますので、円滑な進行にご協力願います。

それでは、順次指名してまいります。守永委員 二点お尋ねしたいと思います。

まず一つが、松岡の太陽光発電案の概要の中で、この電気事業会計の中で、松岡太陽光発電分については大

<p>きな収益を見込んでおられるようなんです。この発電状況は当初の計画量と比較して、現状としてどのような状況であったのかというのを教えていただきたいのと、曇天時の発電効率についてどの程度下がるのか、実績を踏まえて試算しているのかなと思ひまして、もししていればデータを後日でもいただきたいと思います。</p>	<p>企業局では、二十年間を平均した年間想定発電量を計画として設定しております。その想定発電量に対する実績につきましては、今年度、二十八年二月末時点で一一六%、そして、昨年度平成二十六年度につきましては一年間通して一二一%でございました。この間、気象庁のデータによりますところ日照時間で見ますと、いずれの年も平年の九割程度というところがございます。パネルがまだ新しいことを考慮いたしましたも、期待を上回る実績を上げているんじゃないかというふうな思っております。</p>	<p>そして曇りといった状況では晴れのとこと比べますと二〇%程度の発電量というふうになっております。続きまして、二点目の工業水道会計ですけれど、これにつきましてはおっしゃられたとおり、企業局の工業水道事業につきましては、その全量を大野川の白滝橋の上流のほうから取水しておりまして、それを大分市内の各契約企業に給水していることから、大分川ダム完成に伴う直接の影響はないというふうに考えております。</p>	<p>が家にも来ているんだけど、それについて企業局として具体的に何か動きとか、これまでと違う変化があるのかどうかということを一聞きたいのと、さっきの太陽光発電の関係で、二千三百八十万円ほどが収益として上がっていますよね。これは多分発電量ということ、当初計画どおりにいっているという発言もあったので、その金額も当初計画どおりにいっているのかというのと、あと、施設が新しいということ、雨が降ったときの音とか、または風等の影響だとか、周辺地域に与える影響とか、何か問題が今生じていることがあるのかどうかということを確認したいのと、あと、工水で、先ほど四月からソニーが新規契約をする。多分これ、東芝との関係だと思ひんだけども、ということは、東芝大分工場が解約をするということでしょう。はい。その三点。</p>
<p>二点目が、工業用水の水道事業会計についてです。水系は異なることになると思ひますが、大分川ダムが定礎式を終えて、いよいよ完成まで数年という状況になったわけですが、この大分川ダムが完成した場合に、取水面は問題ないと思ひますが、供給面でこの水道事業に影響があるのかなのか、その辺を教えてくださいたいと思ひます。</p>	<p>続きまして、曇天時の発電効率ですが、これにつきましては詳しい試算を行っているわけではございませんけれども、発電量の実績と、あとは気象庁の統計データを比較しまして、例えば三月上旬の晴れの日と曇りの日を比べますと、雲の状態、薄雲りの状態ですと晴れのとこと比べまして五〇%程度、</p>	<p>堤委員 委員長、さきに通告以外に二つ、今、説明を受けながらありますので、通告以外にも質問させていただきますので、よろしいですか。</p> <p>油布副委員長 はい、いいです。</p> <p>堤委員(続) たびたびこの問題は議会の中でも取り上げていて、いよいよ来月から電力の関係が、自由化とか始まってきますよね。家庭もいろいろ契約ができる。今いろんなその通知</p>	<p>有瀬総務課長 お答えいたします。</p>
<p>長井工務課長 それではまず、一点目の発電状況についてお答えいたします。</p>			

<p>初めに、四月からの電力自由化のことですけれども、電力システム改革の第二段として、ことしの四月から電気の小売の全面自由化、それから卸規制の撤廃というのが実施されます。企業局に関係いたしますのは、この卸規制の撤廃でございます。企業局はこれまで総括原価方式ということで、電力会社に電気を供給する卸の供給事業者から自由な価格で電気を小売業者に売電できる発電事業者という形に変わります。この卸規制の撤廃後は、企業局が発電しました電力の売電先については、新電力などの会社に売電しても結構なんですけれども、現在は九州電力と平成三十七年度まで電気を供給するという基本契約を長年結んでおりまして、九州電力の契約を解約しまして新たに入札することになれば、九州電力から解約補償金の請求が危惧をされております。そしてまた、入札になりますと入札価格の参考となる卸</p>			
<p>の——電気卸市場というのがあるんですけれども、その価格が原油価格等の下落と連動しまして、最近かなり卸の価格が下がっております。というわけで、解約補償金を払ってまで入札にするメリットはないというふうに、少ないというふうに考えております。企業局としては、今後の長期的、安定的な健全経営が最も重要と考えておりますので、当面は二十八年度、二十九年度につきましては現行の九州電力との契約を継続いたしまして、三十年以降につきましては諸情勢を勘案したり、国とか他県の状況も見きわめながら、引き続き慎重に入札時期を検討していききたいというふうに考えております。</p>	<p>それから、東芝の、ソニーの関係が先ほどお話しありました。東芝の大分工場がごらんのようにああいう形になりました、一部の施設につきましてはソニーさんのほうに工場の一部を売却</p>	<p>するということふうに聞いております。それに伴って、工業用水のほうも東芝さんが今使っておりますので、それにつきましてはこれまでいろいろと協議してきた結果、東芝さんの一部の部分について、ソニーさんにそのまま譲るという形で今のところ計画をしております。ですから、全体の工業用水の量につきましては変わらないというふうに、今のところそういうことでいくようにしております。</p>	<p>て排水設計をしておりますし、風切り音等につきましても地元の方から特に苦情ということも来ておりませんので、環境についても問題はないというふうに考えております。</p>
<p>長井工務課長 それでは、松岡太陽光の件についてご回答申し上げます。松岡太陽光につきましては、先ほどもご説明いたしましたとおり、順調に発電できていることから、予定どおり収入についても上がっておりますし、支出についても予定どおりということでございます。</p>	<p>それと、周辺環境のことでございますけれども、当初設計については、排水等は十分、その辺の排水能力を考慮し</p>	<p>堤委員 ソニーの関係なんだけれども、結局、十のうち三をソニーがすると。東芝が全体の十の場合ね。七は残るということでしょう、簡単に言えば。例えばね。だから、そうした場合、ソニーの大分工場があそこに存続をする可能性もあるという、工業用水のほうから見れば可能性もあるということも検討されているわけ。量が変わらんわけだから。普通、解約するわね、いなくなれば。</p>	<p>日高企業局長 ソニーさんが今東芝にある施設で事業を展開するわけですけど、きのうの商工のほうの話にもありましたように、事業をより拡大する方向で今話が進んでおります。それがどうなるかはわかりませんが、</p>

現時点でそこに必要な水量として東芝が持っている水量の中から一部をソニーさんに引き継ぐという形で、総量は変わらないという形で四月からスタートする予定です。

油布副委員長 ほかにご質疑のある方は、挙手をお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

油布副委員長 ほかに質疑もないようですので、これをもって企業局関係予算に対する質疑を終わります。

油布副委員長 以上で、本日の審査日程は終わりました。

次会は、明十一日午前十時から当議場で開きます。

これをもって、本日の委員会を終わります。